

介護分野における特定技能について

令和元年10月25日

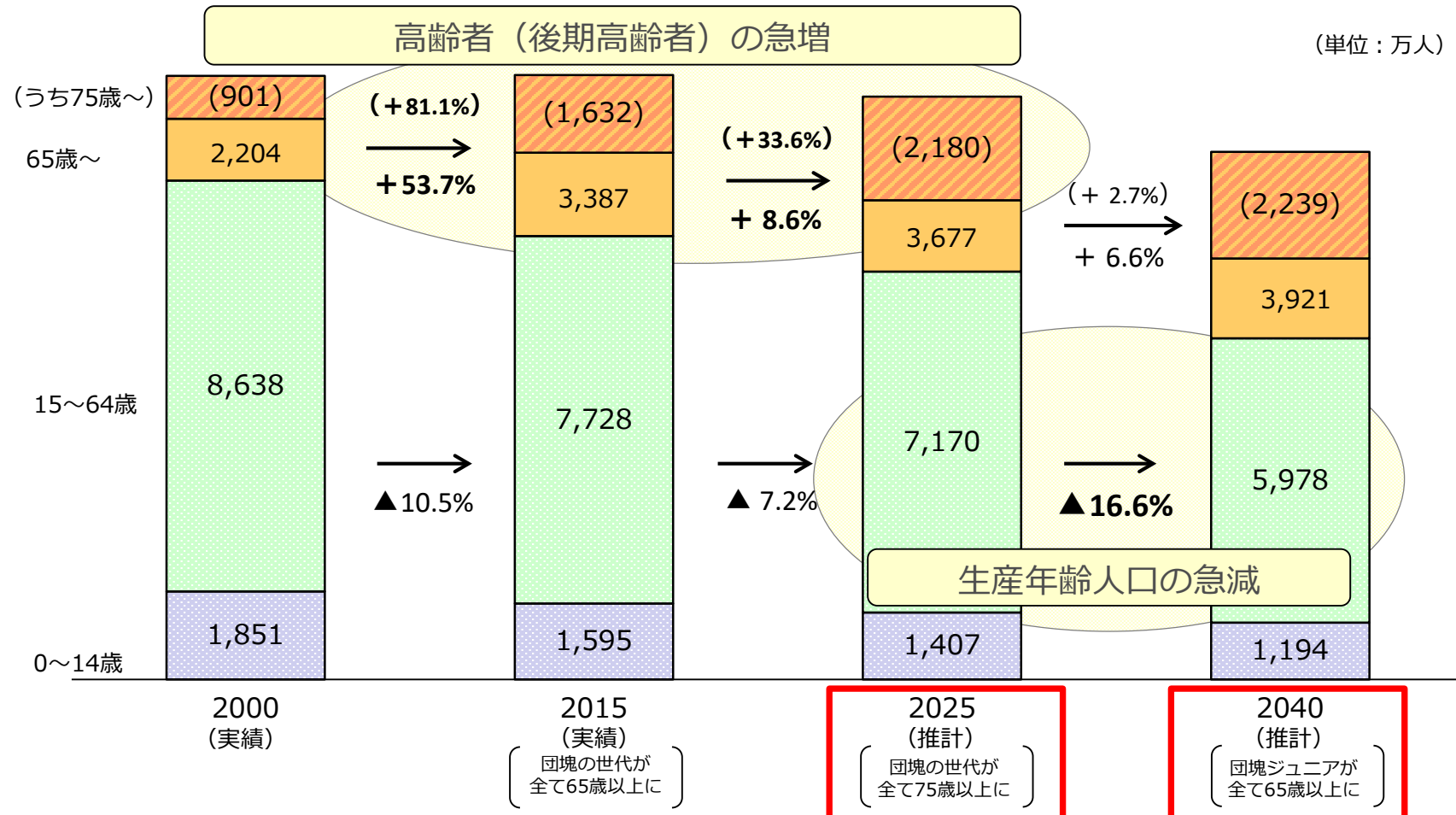
厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課
福祉人材確保対策室

2015年と2040年の人口構造と人手不足の状況

2040年までの人口構造の変化

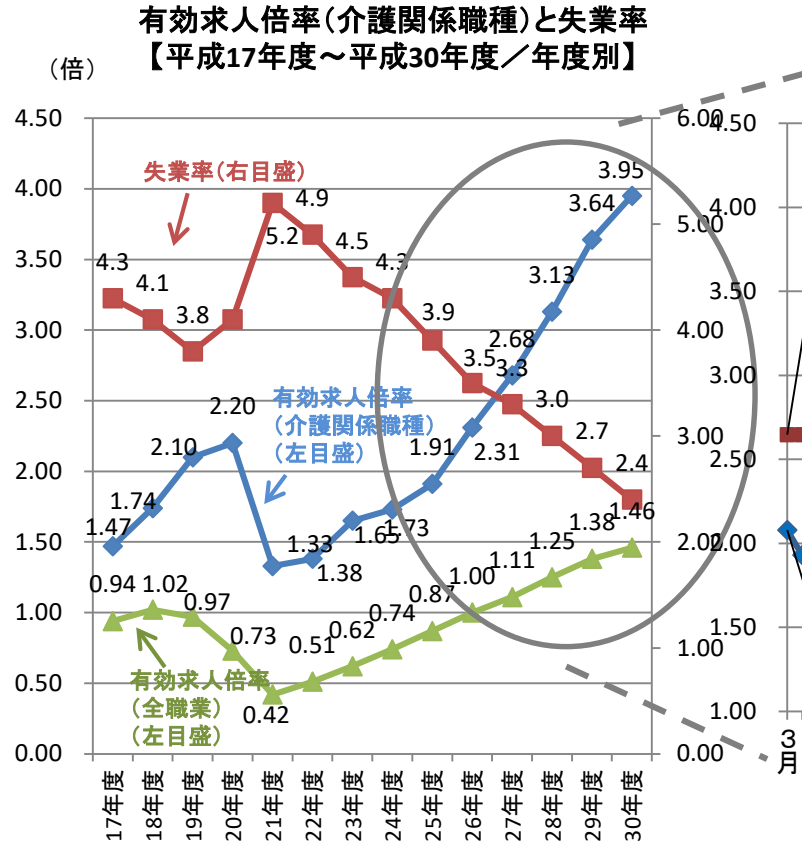
- 我が国の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速。

【人口構造の変化】

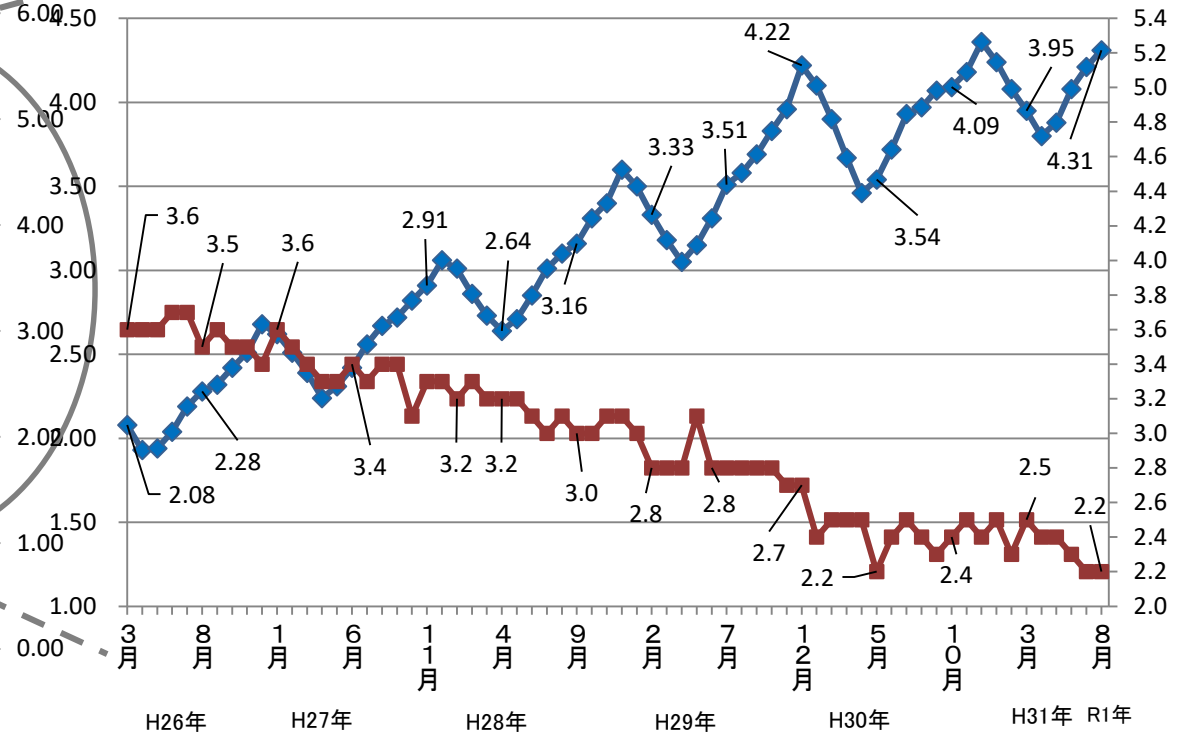


介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。



有効求人倍率(介護関係職種)(原数値)と失業率(季節調整値)
【平成26年3月～令和元年8月／月別】



注)平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

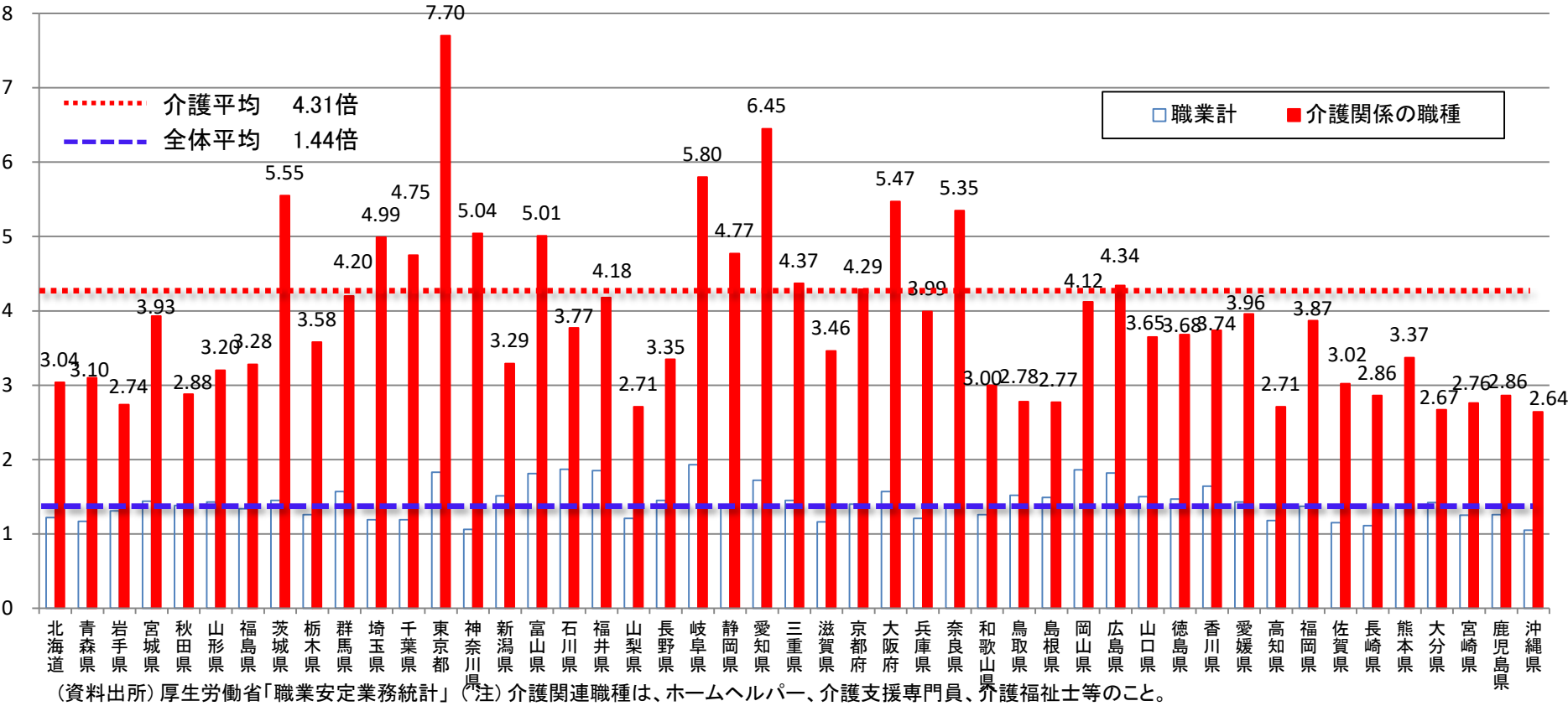
(※1)全職業及び介護関係職種の有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の原数値。

月別の失業率は季節調整値。

(※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

都道府県別有効求人倍率(令和元年8月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



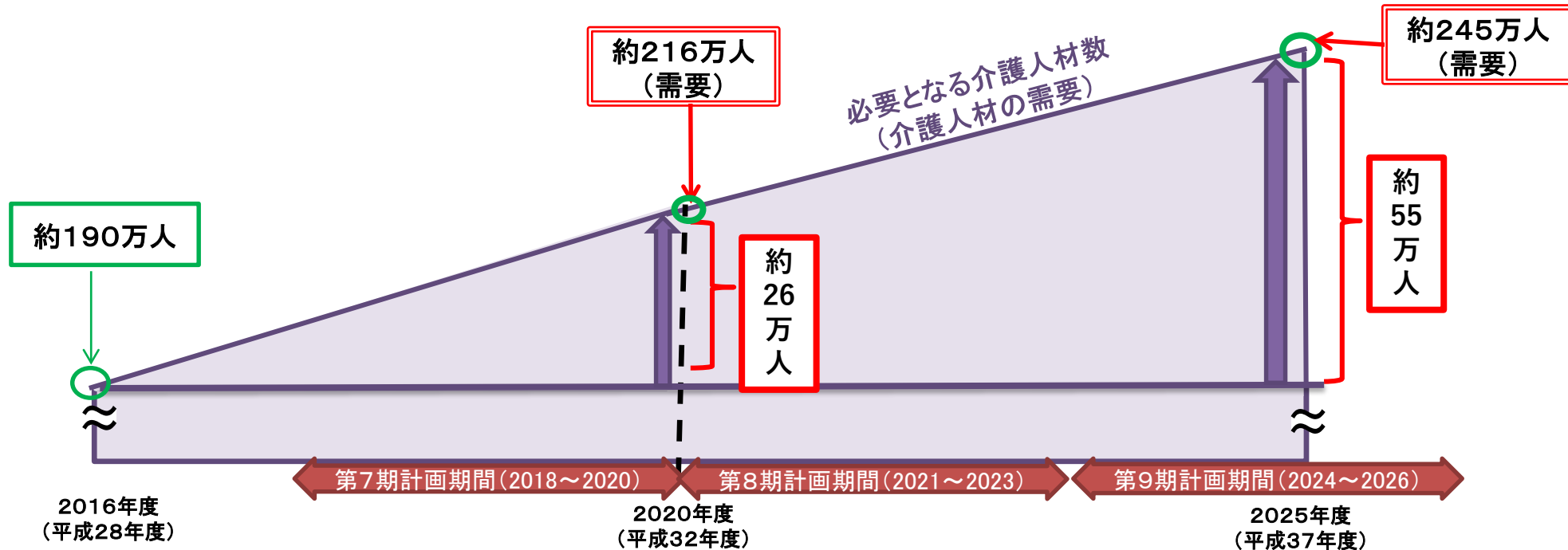
75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
- ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 需要見込み(約216万人・245万人)については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数(回収率等による補正後)に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数(推計値:約6.6万人)を加えたもの。

介護分野における特定技能の概要

外国人介護人材受入れの仕組み

EPA（経済連携協定）
（インドネシア・フィリピン
・ベトナム）

在留資格「介護」
（H29. 9 / 1～）

技能実習
（H29. 11 / 1～）

特定技能1号
（H31. 4 / 1～）

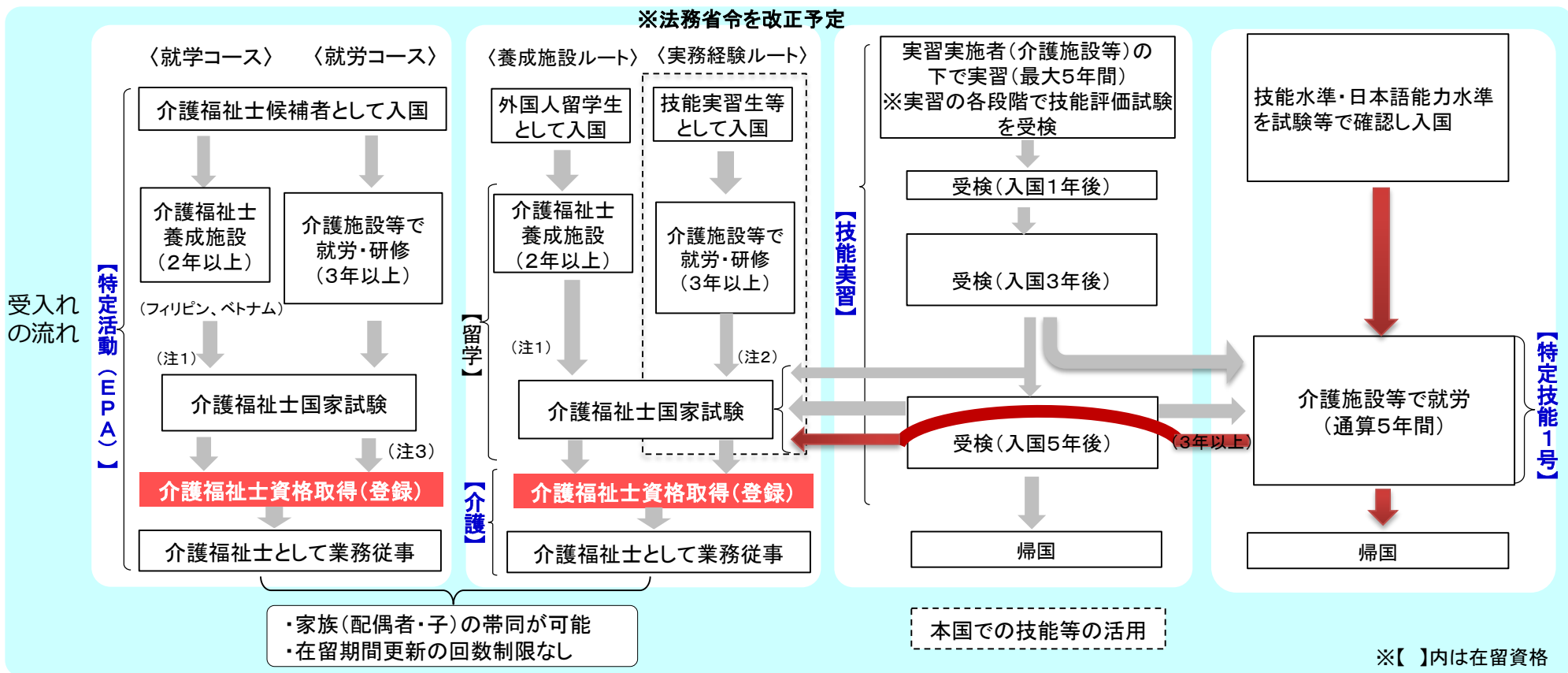
制度
趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の
外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和3年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）「新しい経済対策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

（注3）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

- **特定技能 1 号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2 号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食物品製造業，外食業

(特定技能 2 号は下線部の 2 分野のみ受入れ可)

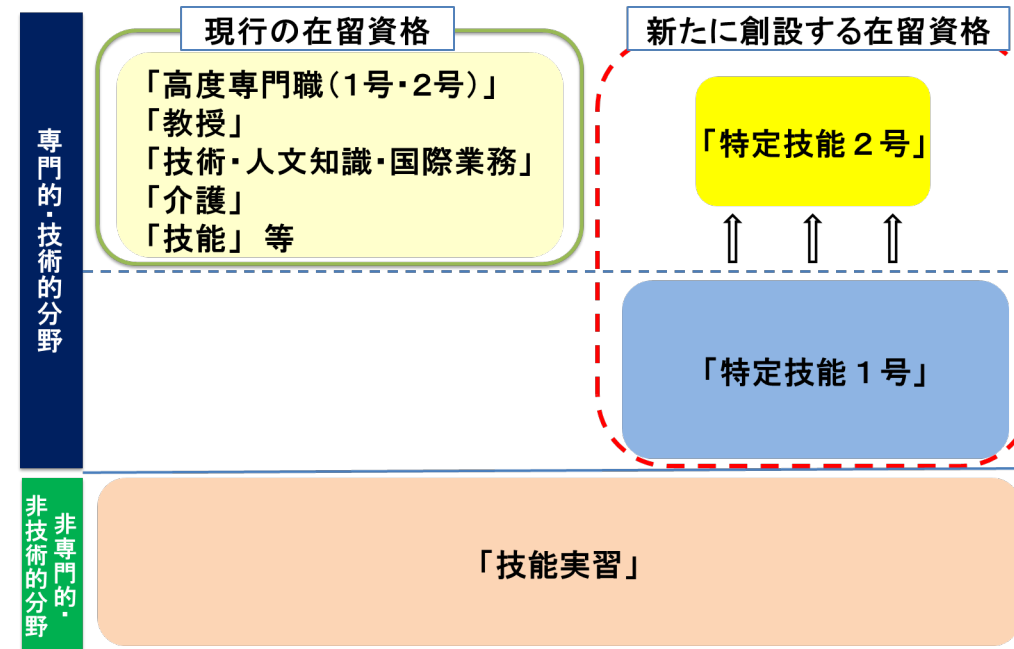
特定技能 1 号のポイント

- 在留期間：1 年，6 か月又は 4 か月ごとの更新，**通算で上限 5 年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能 2 号のポイント

- 在留期間：3 年，1 年又は 6 か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



分野別運用方針の概要（介護分野）

分野		介護
1 人手不足状況	受入れ見込数 （５年間の最大値）	60,000人
2 人材基準	技能試験	介護技能評価試験 等
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上） （上記に加えて） 介護日本語評価試験 等
3 その他重要事項	従事する業務	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外 〔１試験区分〕
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

技能試験・日本語試験の概要

技能試験

「介護技能評価試験」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 実施回数: 国外: 年おおむね6回程度 国内: 2019年10月以降
- 開始時期: 平成31年4月

日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」(※)

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 実施回数: 年おおむね6回程度、国外実施を予定
- 開始時期: 平成31年4月

「介護日本語評価試験」

- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 実施回数: 国外: 年おおむね6回程度 国内: 2019年10月以降
- 開始時期: 平成31年4月

(※) 又は「日本語能力試験(N4以上)」

試験の実施状況

《フィリピン・カンボジア》

- 4月から毎月マニラで実施。9月からカンボジアで実施。
- これまで介護技能評価試験に計607名、介護日本語評価試験に計631名が合格(2019年4～9月試験の実績)。

《フィリピン・カンボジア以外の国》

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定)の中で、国際交流基金日本語基礎テストを実施することとされた9か国(ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル)のうち、国際交流基金日本語基礎テストの実施環境等が整った国から順次、試験の実施を検討。

技能試験・日本語試験の実施予定

今後の試験予定

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定)の中で、国際交流基金日本語基礎テストを実施することとされた9か国(ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル)のうち、国際交流基金日本語基礎テストの実施環境等が整った国から順次、試験の実施を検討。

	ベトナム	フィリピン	カンボジア	中国	インドネシア	タイ	ミャンマー	ネパール	モンゴル	日本
10月		マニラ 27・28・31 セブ 26～28 ダバオ 29・30	プノンペン 27～30		ジャカルタ 27・29～31			カトマンズ 27～29		東京 28～31 大阪 29～31
11月		マニラ 2～17・19～ 21・23・24・26 ～28・30 セブ 5～7・23～ 25・30 ダバオ 28・29	プノンペン 21・22		ジャカルタ 7～9・13・14・ 17・23・30			カトマンズ 5～7・12～14	ウランバートル 9・10・16・17	東京 1・5～8・11・15・ 18・22・25・29・30 大阪 1・6・7
12月		マニラ 1・3～5・7・8・ 10～12・14・ 15・17～19 セブ 1・7・8・15・16	プノンペン 1		ジャカルタ 8・10～12・ 15・17・18・22			カトマンズ 4・5	ウランバートル 1・8・15	東京 2・6・11～13・15・ 16・20～27 大阪 6・11・13・20・24 ～26

(注)令和元年10月9日時点。下記試験日程は現時点の予定であり、今後変更もあり得る。

技能試験・日本語試験の概要

	介護技能評価試験	介護日本語評価試験
問題数・試験時間 試験科目	全45問 60分 (学科試験：40問) ・介護の基本（10問） ・こころとからだのしくみ（6問） ・コミュニケーション技術（4問） ・生活支援技術（20問） (実技試験：5問) ・判断等試験等の形式による実技試験課題を出題	全15問 30分 ・介護のことば（5問） ・介護の会話・声かけ（5問） ・介護の文書（5問）
実施方法	コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式	
受験手数料	1,000円程度	
合格基準	問題の総得点の60%以上	

※現在、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の学習テキストを作成中（年内に公表予定）

介護技能評価試験の出題基準

1. 介護の基本

項目		
大項目	中項目	小項目（例示）
1. 介護における人間の尊厳と自立	1) 尊厳を支える介護	・人権尊重 ・利用者主体 ・生活の質(QOL) ・ノーマライゼーション
	2) 自立支援	・自己決定、自己選択 ・自立の考え方
	3) 生活の理解	・生活とは何か ・余暇支援
2. 介護職の役割、職業倫理	1) 介護職の職業倫理	・プライバシーの尊重 ・守秘義務 ・身体拘束の禁止、虐待防止
	2) 多職種連携	・チームアプローチ ・他の職種の役割と機能 ・多職種連携の意義と目的
3. 介護サービス	1) 介護サービスの概要	・介護サービスの種類 ・ケアプラン／介護過程
4. 介護における安全の確保とリスクマネジメント	1) 介護における安全の確保	・観察の重要性 ・介護者自身の健康管理（腰痛予防、感染予防） ・ボディメカニクス
	2) 事故防止・安全対策	・転倒・転倒防止、骨折予防 ・防災対策 ・福祉用具の点検管理 ・事故対応、リスクマネジメント
	3) 感染対策	・感染予防の基礎知識 ・感染管理 ・衛生管理
	4) 緊急時・事故発見時の対応	

介護技能評価試験の出題基準

2. こころとからだのしくみ

項目		
大項目	中項目	小項目（例示）
1. からだのしくみの理解	1) こころのしくみの理解	・人間の欲求の基本的理解 ・自己実現と生きがい
	2) からだのしくみの理解	・生命の維持・恒常のしくみ（体温、呼吸、脈拍、血圧、その他） ・人体部位の名称と機能 ・休息・睡眠に関するからだのしくみ
2. 介護を必要とする人の理解	1) 老化の基礎的理解	・老化による心身の変化 ・高齢者に多い病気と症状
	2) 障害の基礎的理解	・障害の基礎的理解 ・障害の種類と原因と特性（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害、知的障害、精神障害）
	3) 認知症の基礎的理解	・認知症による障害 ・中核症状、周辺症状 ・認知症の人の特徴的な心理・行動 ・認知症の人との関わり方

3. コミュニケーション技術

項目		
大項目	中項目	小項目（例示）
1. コミュニケーションの基本	1) コミュニケーションの目的と方法	・コミュニケーションの意義・目的 ・言語的コミュニケーション ・非言語的コミュニケーション ・受容、共感、傾聴
2. 利用者とのコミュニケーション	1) 利用者とのコミュニケーション	・話を聞く技法 ・説明と同意
	2) 利用者の状態に応じたコミュニケーション	・視覚障害のある人とのコミュニケーション ・聴覚・言語障害のある人とのコミュニケーション ・認知症の人とのコミュニケーション
3. チームのコミュニケーション	1) 記録による情報の共有化の基礎的理解	・情報の共有化の目的 ・介護における記録の意義・目的
	2) 報告	・報告の意義・目的 ・報告・連絡・相談の方法

介護技能評価試験の出題基準

4. 生活支援技術

項目		
大項目	中項目	小項目（例示）
1. 移動の介護	1) 移動の意義と目的	
	2) 移動に関連したところとからだのしくみ	・移動の生理的意味 ・重心の移動、バランス ・姿勢・体位の保持のしくみ、立位・座位保持のしくみ ・機能の低下・障害が及ぼす移動への影響（生活不活発発病・褥瘡）
	3) 移乗・移動介護の実践	・体位変換、起居の介助 ・安楽な体位、歩行の介助、車いすの介助 ・移動に用いる福祉用具 ・移動介助の留意点
2. 食事の介護	1) 食事の意義と目的	
	2) 食事に関連したところとからだのしくみ	・食事の生理的意味 ・食べるしくみ（咀嚼・嚥下） ・機能の低下・障害が及ぼす食事への影響（嚥下障害・誤嚥）
	3) 食事介護の実践	・食事の姿勢、食事の介護の流れ、身体の状態に応じた食事の介護 ・食事に用いる福祉用具 ・食事介助の留意点
3. 排せつの介護	1) 排せつの意義と目的	
	2) 排せつに関連したところとからだのしくみ	・排せつの生理的意味 ・排せつのしくみ、便や尿の性状や量 ・機能の低下・障害が及ぼす排せつへの影響（便秘・下痢、失禁）
	3) 排せつ介護の実践	・排せつの介護の流れ ・身体の状態に応じた排せつの介護（ポータブルトイレ、おむつ、尿器） ・排せつに用いる福祉用具 ・排せつ介助の留意点
4. みじたくの介護	1) みじたくの意義と目的	
	2) みじたくに関連したところとからだのしくみ	・みじたくの行為の生理的意味 ・更衣に関連したところとからだのしくみ ・整容に関連したところとからだのしくみ ・機能の低下・障害が及ぼすみじたくへの影響
	3) みじたくの介護の実践	・衣服の着脱の介護の流れ ・身体の状態に応じた着衣の介護 ・整容（洗面、整髪、口腔ケア） ・みじたくの介助の留意点

介護技能評価試験の出題基準

4. 生活支援技術

項目		
大項目	中項目	小項目（例示）
5. 入浴・清潔保持の介護	1) 入浴・清潔保持の意義と目的	
	2) 入浴・清潔保持に関連したところとからだのしくみ	・清潔保持の生理的意味 ・入浴に関連したところとからだのしくみ ・機能の低下・障害が及ぼす清潔保持への影響
	3) 入浴・清潔保持の介護の実践	・部分浴の介護（手浴・足浴）の流れ ・身体清拭 ・入浴の介護 ・身体の状態に応じた入浴の介護 ・入浴に用いる福祉用具 ・入浴介助の留意点
6. 家事の介護	1) 家事の介助	・調理、掃除、洗濯支援
	2) 居住環境の整備	・安全な生活の場作りのための工夫（快適な室内環境、安全性への配慮）

在留資格「特定技能1号」への移行について

改正の概要

- EPA介護福祉士候補者として入国し、4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者(※)については、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。
- 「特定技能1号」に移行することにより、さらに最長で5年間、引き続き、介護施設等で就労することが可能。

(※)具体的には、直近の介護福祉士国家試験の結果通知書により、

- ・ 合格基準点の5割以上の得点であること
- ・ すべての試験科目で得点があること

について、地方出入国在留管理官署で確認。

受験申込手續のご案内

※厚生労働省ホームページより抜粋

I 試験日程

▶ 試験日程はこちら

※試験日程は随時更新されます。

最新情報にアクセスするために、URLを開いた後に各自でページの更新をしていただくことをおすすめいたします。

II 申込み方法

試験申込に当たっての留意点は、以下の通りです。

- ▶介護福祉士養成施設を修了した者については、介護分野の特定技能1号として必要な日本語能力水準及び技能水準を満たすものとし、試験が免除されます。
 - ▶2か月後（60日後）までの試験予約が可能です。また、試験受験後、45日間は次の受験ができません。
 - ▶日本国籍の者は受験することができません。
- また、国内試験の受験資格について、申込前に以下を必ずご確認ください。

▶受験資格の案内（日本語）

▶受験資格の案内（英語）

▶受験資格の案内（ベトナム語）

▶受験資格の案内（中国語）

▶ 国内試験の申し込み方法はこちら

▶ 試験申し込みはこちら

詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください

●介護分野における新たな外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

介護技能評価試験・介護日本語評価試験 国内試験 申込手順

プロメトリックIDを取得

すべての受験者の方は、申込の前に必ずプロメトリックIDを取得しておく必要があります
(登録完了時にプロメトリックIDをEメールで取得)

ID取得はこちらの予約サイトから: <http://ac.prometric-jp.com/testlist/nc/en/index.html> (英語)

 Japan を選択し

Obtain your Prometric ID をクリック

個人で申し込む場合
(クレジットカードでのお支払い)

※11月上旬以降、個人申込が可能となります。
申込開始日は決まり次第ご案内します。

企業(団体)で申し込む場合
(バウチャーでのお支払い)

初めての場合

バウチャーエクスプレス(オンラインのバウチャー購入サイト)の購入用
アカウントを作成
http://ac.prometric-jp.com/common_contents/voucher.html (英語)

バウチャー購入

バウチャーエクスプレスにログインし、バウチャーをクレジットカード決済で購入、各受験者へ配布

試験の予約

予約サイトにプロメトリックIDでログイン: <http://ac.prometric-jp.com/testlist/nc/en/index.html>

 Japan を選択し **Login** をクリック

受験者情報の登録、試験・日時・受験会場の選択
支払い方法の選択

「Credit card」を選択、クレジットカード情報を入力

「Voucher」を選択、Voucher 情報を入力

予約完了

受験票(Confirmation Letter)が表示されますので、印刷して試験当日お持ちください



Nursing care skills evaluation test and Nursing care Japanese language evaluation test

- Nursing care skills evaluation test र / वा Nursing care Japanese language evaluation test मा सोधपुछका उद्देश्यका साथ परीक्षण केन्द्रमा आएका आगन्तुकहरूको मनोरंजन हुनेछैन।
- Visitors coming to the test center with the purpose of inquiring on Nursing care skills evaluation test and Nursing care Japanese language evaluation test will not be entertained.
- 介護技能評価試験および介護日本語評価試験に関するお問い合わせを目的としたご来場は固くお断りしております。

Please select the country where you want to take the exam.



Cambodia



Indonesia



Japan



Mongolia



Nepal



Philippines

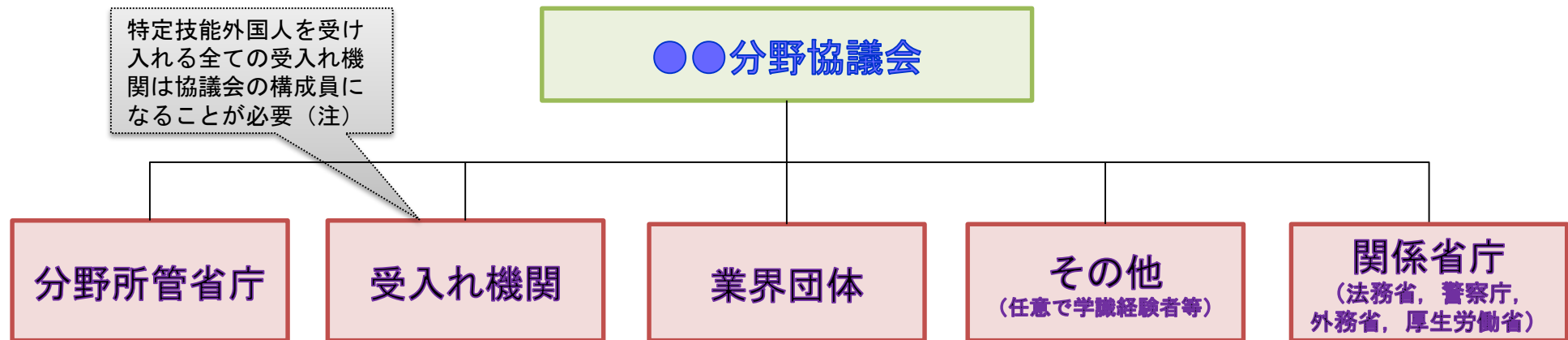
※試験申込URL

<http://ac.prometric-jp.com/testlist/nc/en/index.html>

ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

イメージ



活動内容

- 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

「介護分野における特定技能協議会」 手続の流れ

3. 介護分野における特定技能協議会

※厚生労働省ホームページより抜粋

在留資格「特定技能」で外国人材を受け入れる法人・機関の方は、初めて1号特定技能外国人を受け入れた日から4ヶ月以内の間に、「介護分野における特定技能協議会」の構成員になることが必要となります。

協議会の概要

- ▶協議会の概要【法務省資料】
- ▶介護分野における特定技能協議会の設置について
- ▶介護分野における特定技能協議会設置要綱
- ▶介護分野における特定技能協議会入会規程

入会方法

- ▶介護分野における特定技能協議会 加入の流れ（概要）
 - ▶介護分野における特定技能協議会 加入の流れ（マニュアル）
- ※ 加入申請は[こちら](#)から（アカウント申請手続画面に移ります。）

<初めて特定技能外国人を受け入れる場合>

1. 地方出入国在留管理局への申請

在留資格認定証明書交付申請等の際に、「介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書」（介護参考様式第1－1号）を提出

2. 協議会事務局への入会申請

申請システムに、必要情報を入力、添付書類をアップロード

※ 当該特定技能外国人を受け入れた日から**4か月以内**に手続

3. 手続完了

申請システムから、「協議会入会証明書」をダウンロード

（会員登録後のマイページへのログインは[こちら](#)から。）

※ 提出書類等の詳細は、上記「介護分野における特定技能協議会の流れ」をご覧ください。

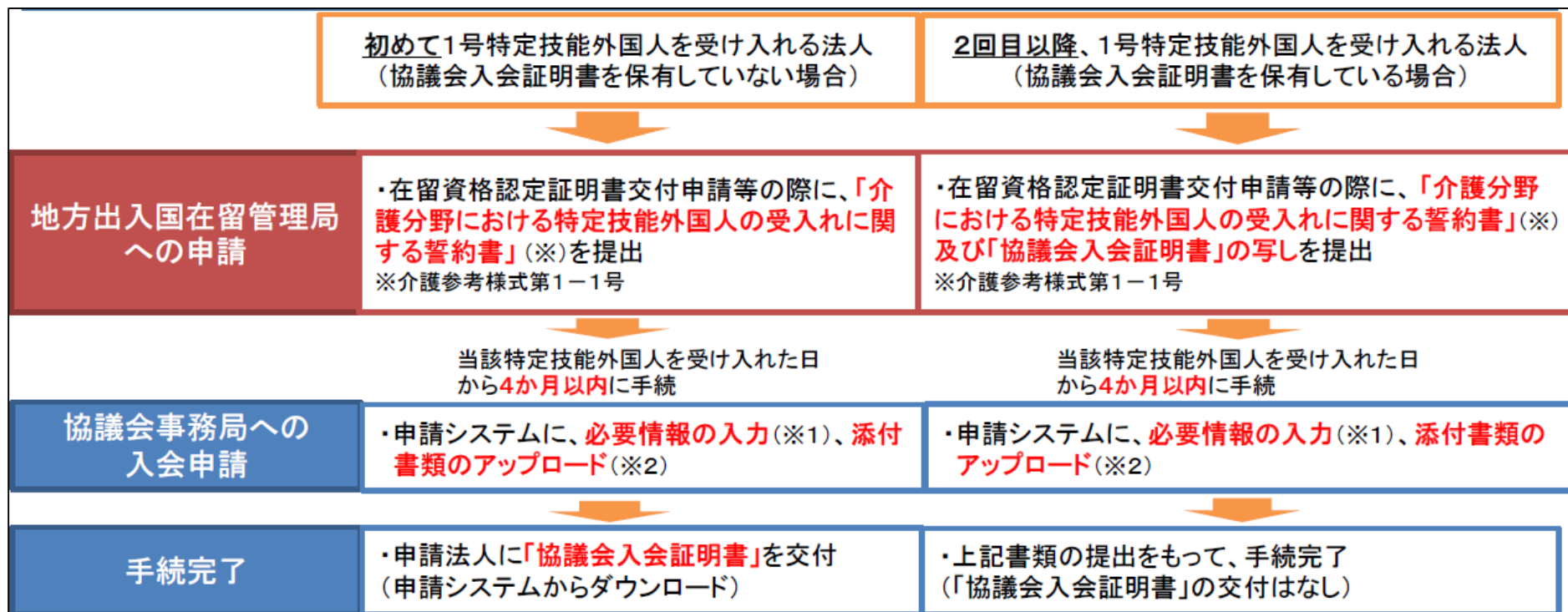
※ 2回目以降、特定技能外国人を受け入れる場合は、地方出入国在留管理局における在留資格認定証明書交付申請等の際に、「介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書」及び「協議会入会証明書」の写しを提出いただいた上、当該特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に、申請システムから、必要情報の入力及び添付書類のアップロードをお願いいたします。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください

●介護分野における新たな外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

「介護分野における特定技能協議会」 手続の流れ



(※1) 申請に当たっては、WEBフォームより、

- ・法人情報(法人名、所在地、代表者氏名、協議会担当者情報、連絡先等)や事業所情報(事業所名、所在地等)のほか、
 - ・受け入れた特定技能外国人に関する情報(氏名、国籍等)
- を入力いただきます。(※法人情報は、初めて特定技能外国人を受け入れる場合のみ入力をお願いします。)

(※2) 添付書類としては、以下の書類を登録いただきます。

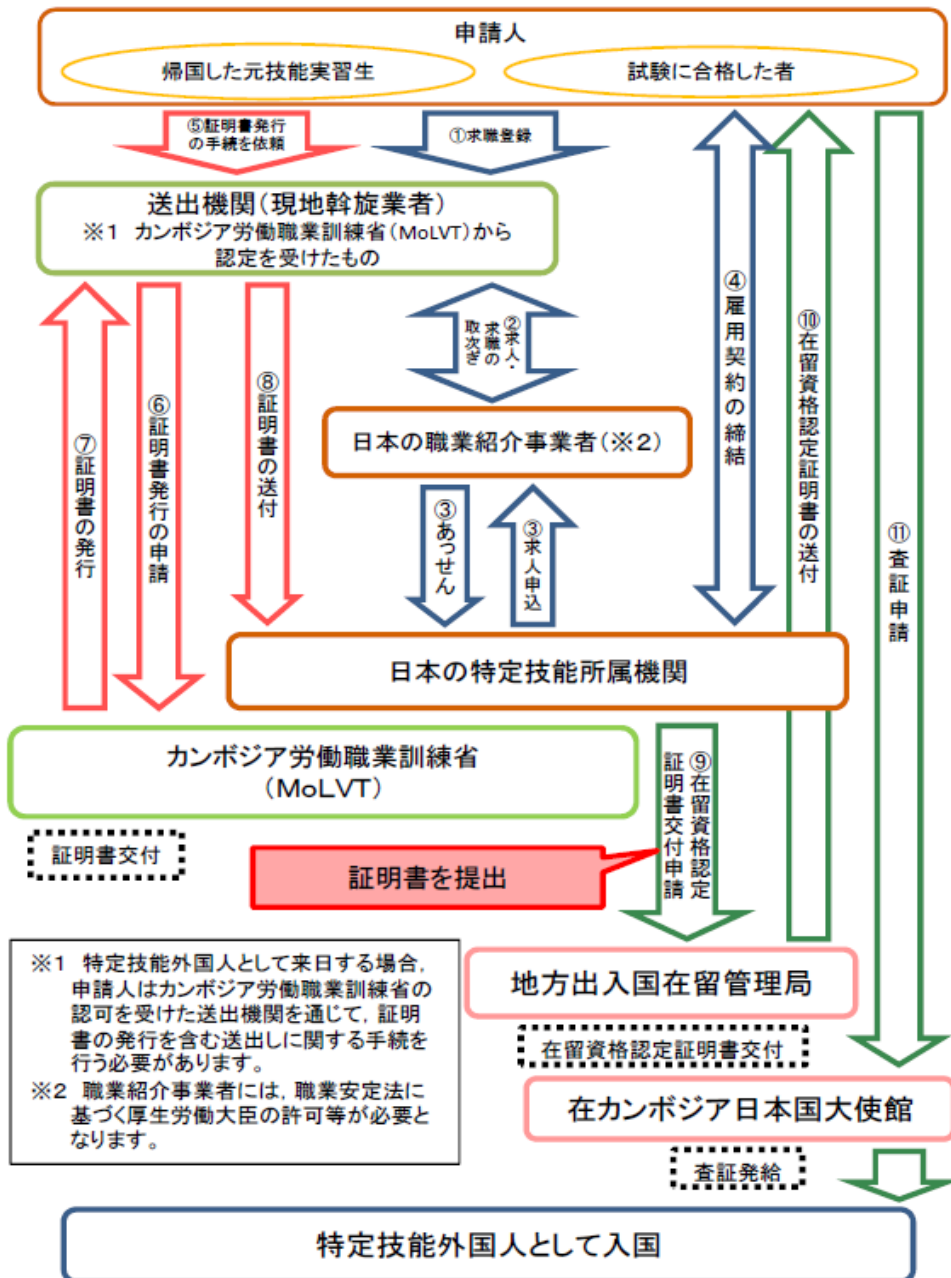
- 雇用条件書(別紙「賃金の支払」を含む。)(参考様式第1-6号)
- 1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1-17号)
- 介護分野における業務を行わせる事業所の概要書等(介護参考様式第1-2号)
- 日本語能力水準を証明する書類(介護日本語評価試験・日本語能力試験等の合格証明書、介護福祉士国家試験結果通知書、技能実習評価試験の合格証明書等)
- 技能水準を証明する書類(介護技能評価試験の合格証明書、介護福祉士国家試験結果通知書、技能実習評価試験の合格証明書等)
- 在留カード

(注) いずれも書類の写しの電子データを提出

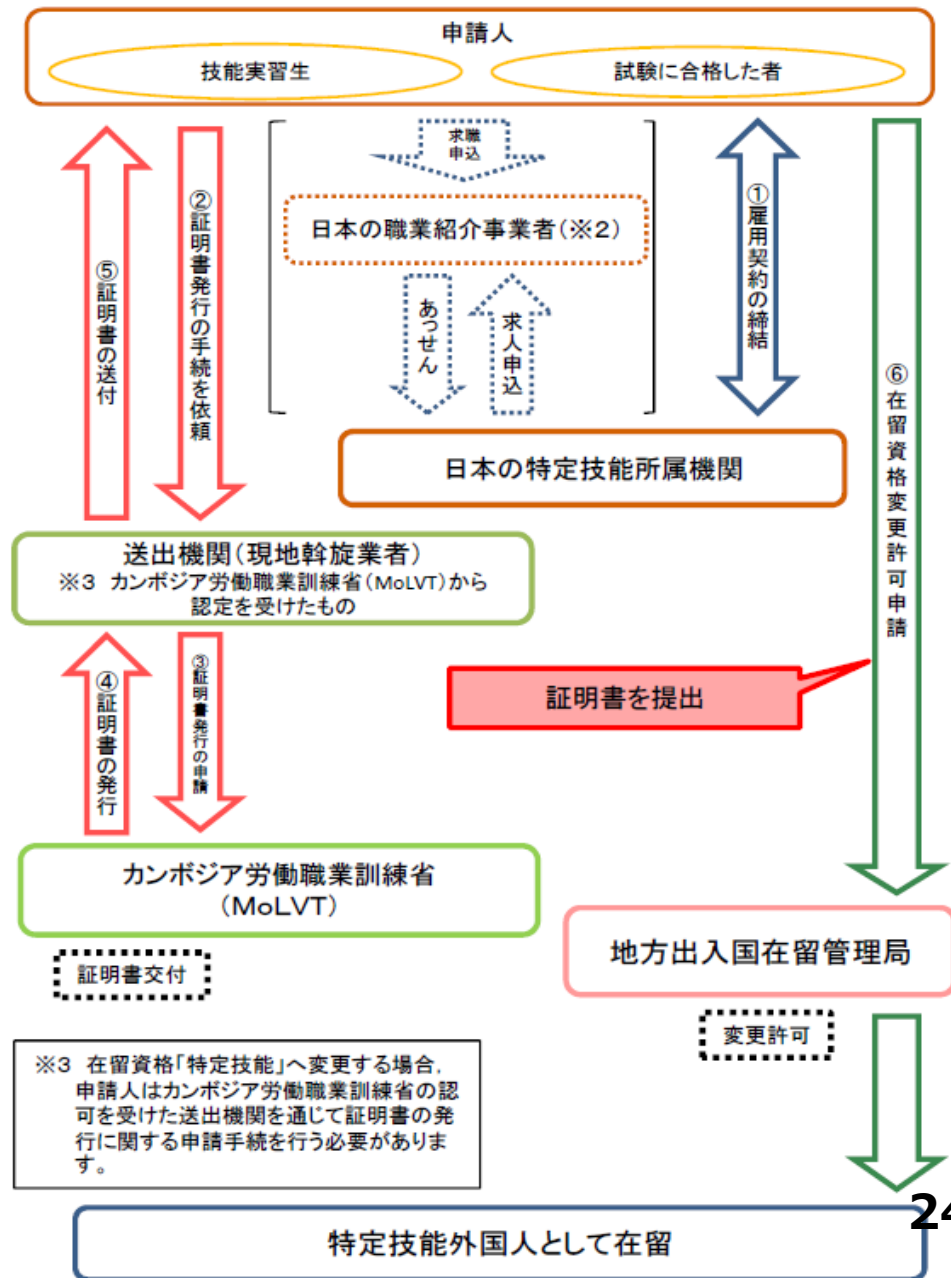
【留意事項】

- ・法人担当者との連絡(電話、メール)が確認された場合に、協議会の加入が認められることになります。必ず連絡のとれる連絡先を記入してください。
- ・入会申請書の記載内容に変更が生じた場合には、入会規定第5条の規定に基づき、申請システムから変更の手続を行う必要があります。
- ・介護分野における特定技能所属機関でなくなった場合は、入会規定第6条の規定に基づき、申請システムから脱会の手続を行う必要があります。
- ・添付書類については、必要に応じて、追加の登録をお願いする場合があります。

○海外から来日するカンボジア人



○日本国内に在留しているカンボジア人

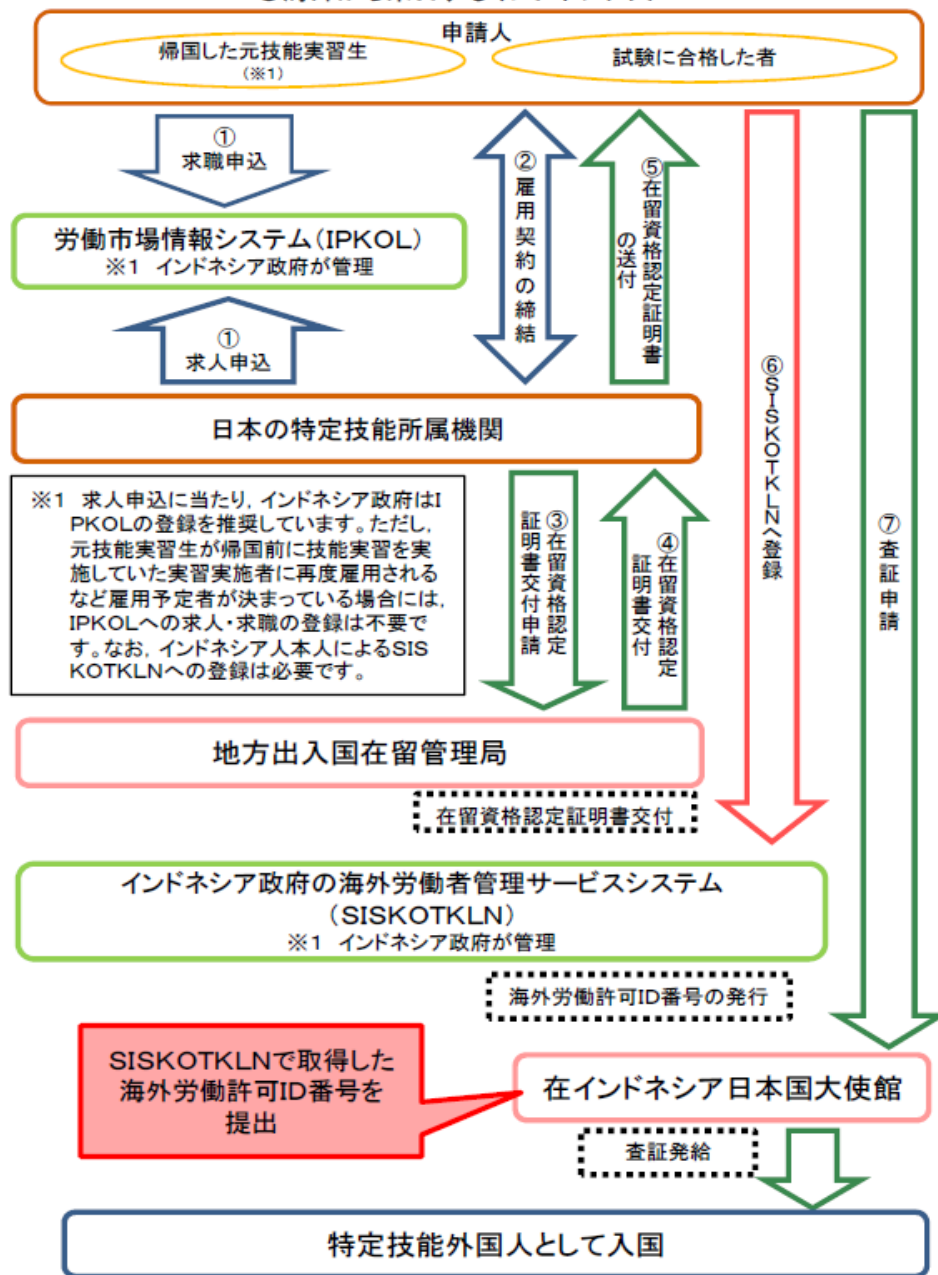


インドネシア特定技能外国人に係る手続の流れについて

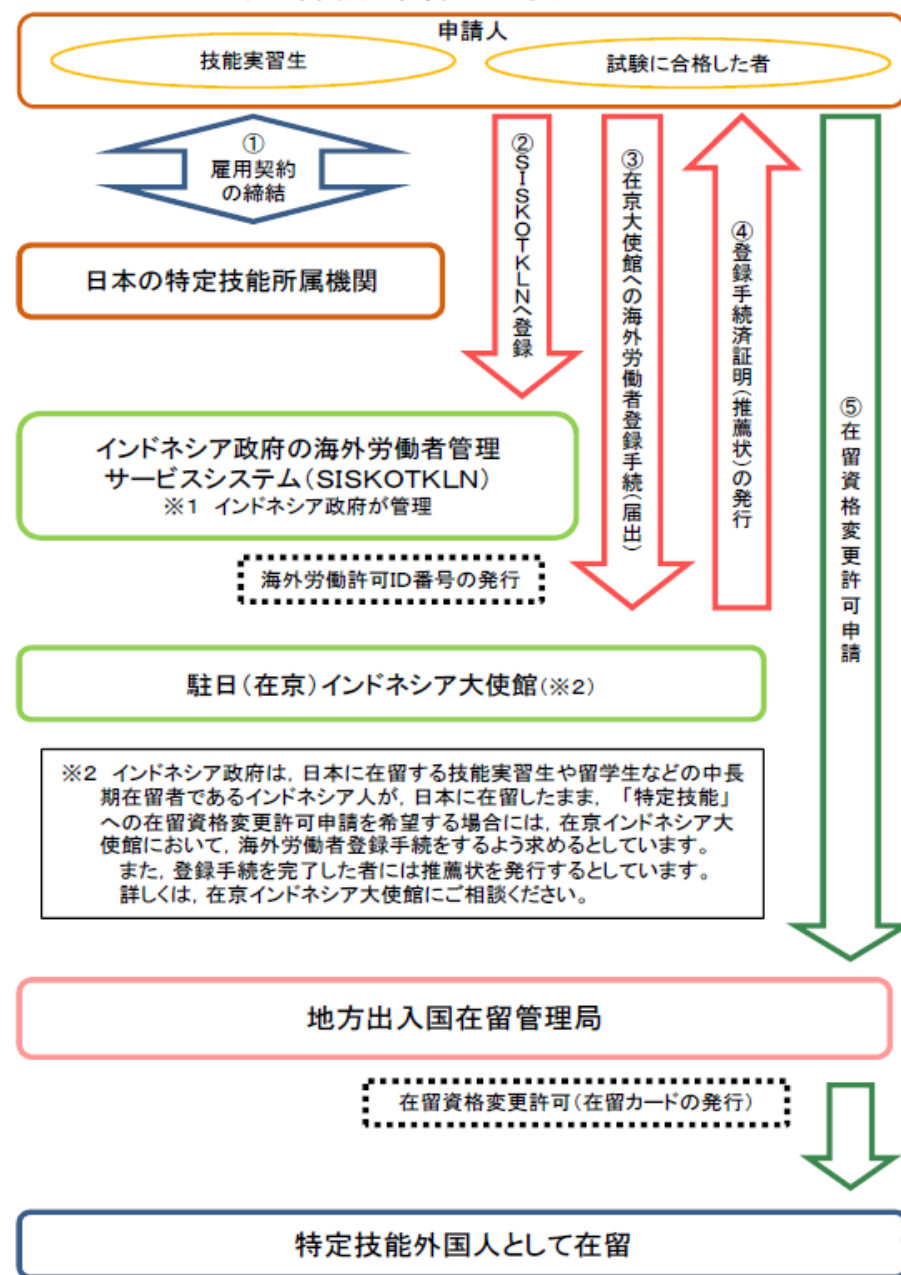


出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

○海外から来日するインドネシア人



○日本国内に在留しているインドネシア人

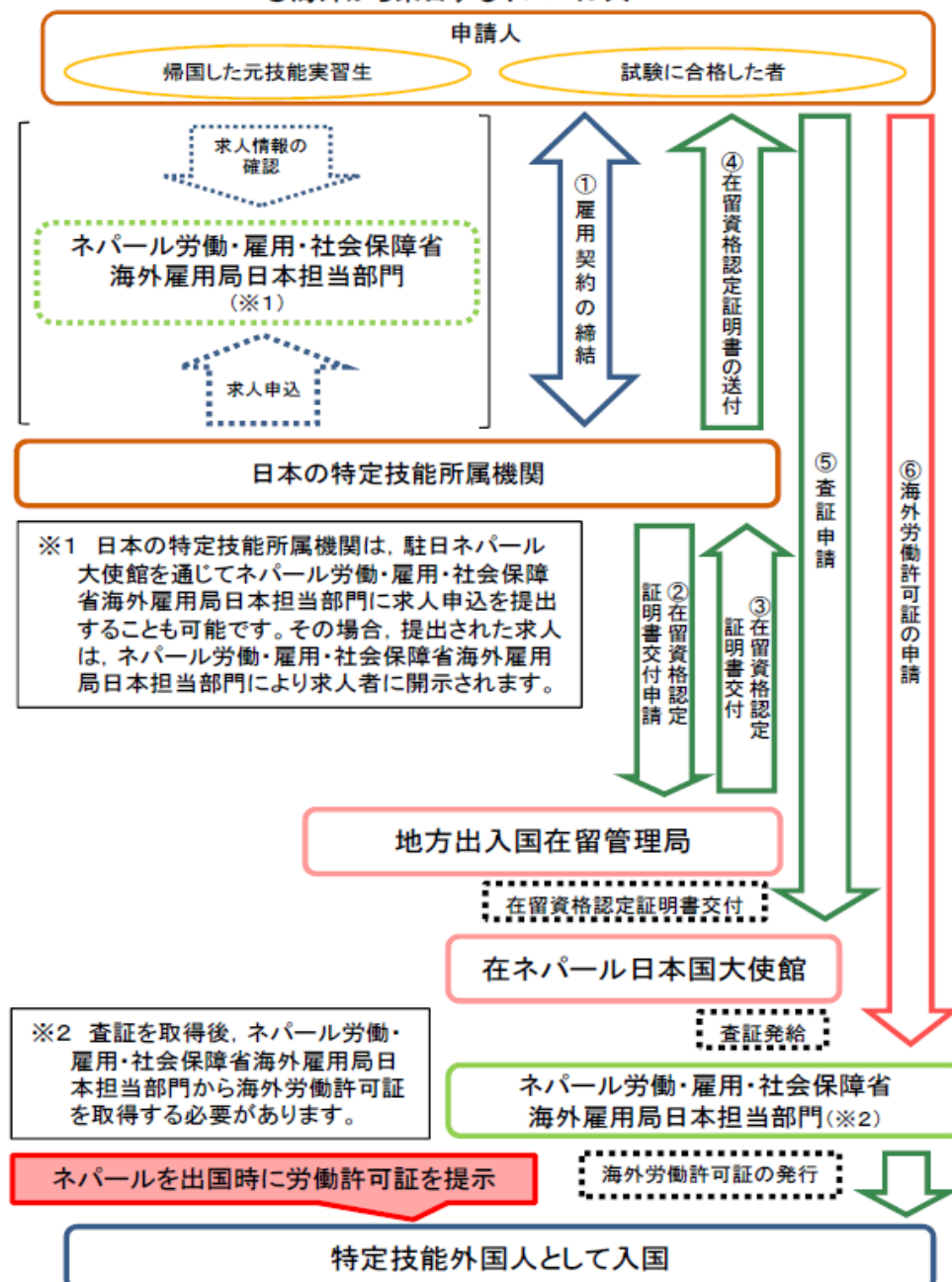


ネパール特定技能外国人に係る手続の流れについて

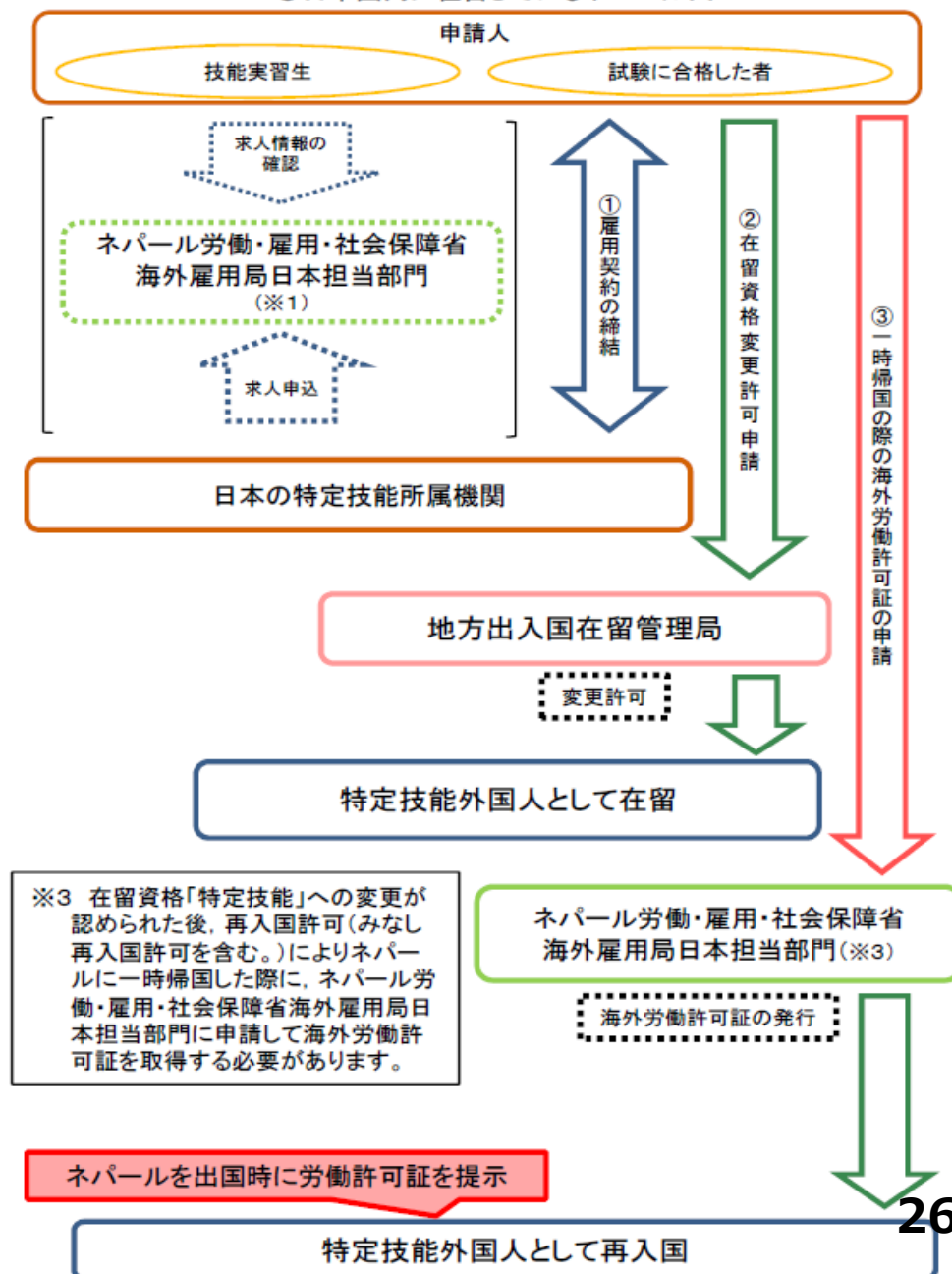


出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

○海外から来日するネパール人



○日本国内に在留しているネパール人



特定技能1号の外国人材の介護報酬上の取扱いに関する基本的考え方

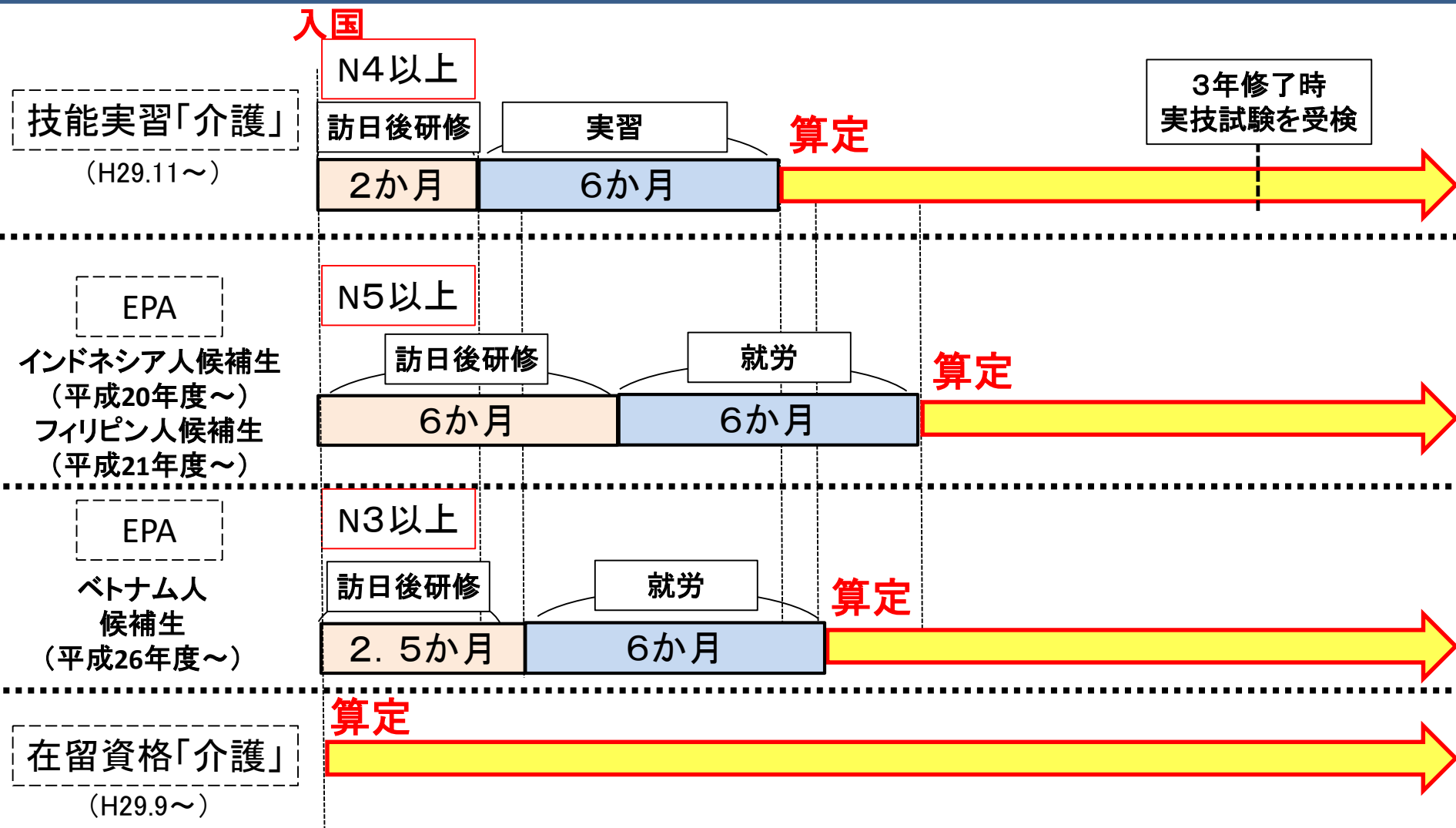
- 特定技能1号の外国人については、技能実習3年修了の人材と介護技能が同等であることから、就労と同時に配置基準に算定する。ただし、一定期間、他の日本人職員とチームでケアに当たる等、受け入れ施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制をとることを求めることとする。

特定技能1号

算定

他の日本人とチームで
ケアに従事する期間

(参考)技能実習「介護」・EPA・在留資格介護の介護報酬上の考え方について



注1)EPA、技能実習のいずれについても、日本語能力試験N2を取得している者は、就労開始から算定される。

注2)訪日前研修については、インドネシア人、フィリピン人候補生については6ヶ月、ベトナム人候補生については12ヶ月の研修期間が設けられている。

なお、技能実習については、訪日前講習の義務はない。

注3)在留資格「介護」については、在留資格「留学」で訪日した上で養成校を卒業し、介護福祉士の資格を取得(※一部特例あり)すると在留資格「介護」となる。なお、在留資格「留学」では、資格外活動の労働について週28時間の上限があることに留意。

外国人介護人材の受入れに関する参考情報・ お役立ちツール

介護分野の特定技能に関する情報（厚生労働省ホームページ）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

カスタム検索

検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 介護分野における新たな外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」）について

介護分野における新たな外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」）について

【新着情報】

- 10月18日 New!! [令和元年9月介護技能評価試験・介護日本語評価試験の試験結果を掲載しました。](#)
- 9月25日 New!! 令和元年12月までの試験日程が決まりました。
- 9月11日 New!! 試験日程が変更となりました。
- 9月6日 New!! [令和元年8月介護技能評価試験・介護日本語評価試験（フィリピン）の試験結果を掲載しました。](#)
- 8月8日 [令和元年7月介護技能評価試験・介護日本語評価試験（フィリピン）の試験結果を掲載しました。](#)
- 8月7日 令和元年9月介護技能評価試験・介護日本語評価試験（カンボジア）の申込みを開始しました。
- 7月26日 [令和元年6月介護技能評価試験・介護日本語評価試験（フィリピン）の試験結果を掲載しました。](#)
- 7月19日 令和元年10月及び11月の試験日程が決まりました。
- 介護分野における特定技能協議会の入会方法を掲載しました。
- 7月8日 令和元年8月・9月介護技能評価試験・介護日本語評価試験（フィリピン）の日程が決まりました。
- 6月28日 [令和元年5月介護技能評価試験・介護日本語評価試験（フィリピン）の試験結果を掲載しました。](#)

1. 制度の概要

新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる制度です。新たな在留資格「特定技能」は、平成31年4月1日に施行されます。

- ▶ [新たな外国人材の受入について【法務省資料】](#)
- ▶ [在留資格「特定技能」に係る「特定技能運用要領・様式等」、「申請手続」【外部リンク（法務省）】](#)
- ▶ [外国人材受入れ・共生のための総合的対応策【外部リンク（法務省）】](#)
- ▶ [外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議【外部リンク（首相官邸）】](#)

政策について

分野別の政策一覧

▶ [健康・医療](#)

▶ [子ども・子育て](#)

▼ 福祉・介護

▶ [障害者福祉](#)

▶ [生活保護・福祉一般](#)

▶ [介護・高齢者福祉](#)

▶ [雇用・労働](#)

▶ [年金](#)

▶ [他分野の取り組み](#)

組織別の政策一覧

▶ [各種助成金・奨励金等の制度](#)

外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック



外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック

外国人介護職員と一緒に働いてみませんか？

今、外国人を介護職員として採用する事業者が出てきています。外国人を採用した介護事業者からは、職場が明るくなった、職員の一体感が醸成された、外国人への教育を通じて介護サービスの質の見直しにつながったといった声が聞かれています。

また、外国人介護職員に、日本の介護の知識や技術を伝えることは、国際貢献にもつながる取組です。

あなたの事業所でも、外国人介護職員を採用して、一緒に働いてみませんか？

外国人介護職員を雇用するにどのような方法があるか
大まかに知りたい
⇒ 2 ページへ

介護事業者における外国人介護職員の雇用について
現状や実態を知りたい
⇒ 4 ページへ

外国人介護職員を雇用するための各制度の具体的な内容を知りたい
⇒ 6 ページへ

外国人介護職員を雇用した介護事業者の事例や事業者の声を知りたい
⇒ 12 ページへ

外国人介護職員を雇用できる4つの制度の概要

雇用できる外国人介護職員の資格を持っている？				外国人介護職員の雇用にあたって受入調整機関等の支援はある？			
外国人介護職員にはずっと働いてもらえる？				外国人介護職員が就労可能なサービス種別に制限はある？			
EPA	EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の雇用 ⇒ 6 ページへ	資格なし ただし、資格取得を目的としている	資格取得後は永続的な就労可能 一定の期間中に資格取得できない場合は帰国	看護系学校の卒業生 or 母国政府より介護士に認定	大多数は、就労開始時点でN3程度 ※3 入国時の要件は：N1・N2・N3程度、通：N3	あり JICWELSによる受入調整	制限あり 介護福祉士の資格取得後は、一定条件を満たした事業所の訪問系サービスも可能
	日本の介護福祉士養成校を卒業した在留資格「介護」をもつ外国人の雇用 ⇒ 7 ページへ	介護福祉士	永続的な就労可能	個人による	一部の養成校 ※4 の入国要件はN2程度	なし	制限なし
技能実習	技能実習制度を活用した外国人(技能実習生)の雇用 ⇒ 8 ページへ	資格なし ただし、実務要件等を満たせば、受験することは可能	最長5年 ※1 ※2	監督団体の選考基準による	入国時の要件はN4程度	あり 監督団体による受入調整	制限あり 訪問系サービスは不可
特定技能	在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用 ⇒ 9 ページへ	資格なし ただし、実務要件等を満たせば、受験することは可能	最長5年 ※1 ※2	個人による	入国時の要件は ・ある程度 日常生活ができる、生活に支障がない程度の能力 ・介護の現場で働く上で必要な日本語能力	あり 登録支援機関によるサポート	制限あり 訪問系サービスは不可

※本ガイドブックにおいて、「外国人介護職員」とは、EPAに基づく介護福祉士候補者または介護福祉士として雇用されている外国人介護職員、在留資格「介護」をもつ外国人、留学生アルバイト、技能実習生など、日本語が母語でない外国人の介護職員のことを指します。

※本チャートは、各制度の特徴を簡潔に示したものです。各制度の詳細については、10-11ページをご覧ください。

英訳版もあります

外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック

発行：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社



外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック

外国人介護職員と一緒に働いてみませんか？

今、外国人を介護職員として採用する事業者が出てきています。外国人を採用した介護事業者からは、職場が明るくなった、職員の一体感が醸成された、外国人への教育を通じて介護サービスの質の見直しにつながったといった声が聞かれています。

また、外国人介護職員に、日本の介護の知識や技術を伝えることは、国際貢献にもつながる取組です。

あなたの事業所でも、外国人介護職員を採用して、一緒に働いてみませんか？

外国人介護職員を雇うのにどのような方法があるか
大まかに知りたい
⇒ 2ページへ

介護事業者における外国人介護職員の雇用について
現状や実態を知りたい
⇒ 4ページへ

外国人介護職員を雇うための各制度の具体的な内容を知りたい
⇒ 6ページへ

外国人介護職員を雇った介護事業者の事例や事業者の顔を知りたい
⇒ 12ページへ

ガイドブック全文は厚労省HPに掲載しています

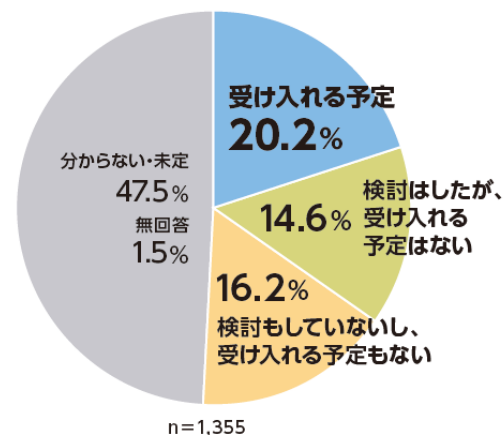
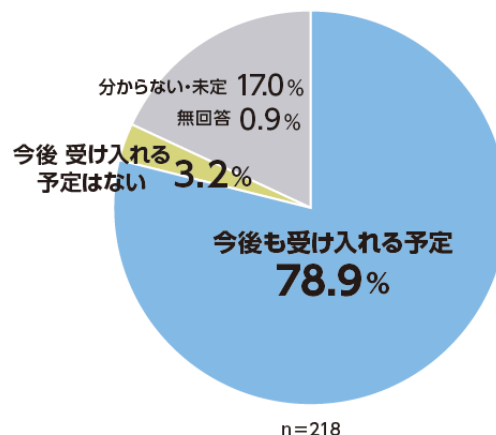
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000497111.pdf>

外国人介護職員の雇用に関心を持つ介護事業者は、どのくらいある？

今後、外国人介護職員を受け入れる予定

〈EPA介護職員を雇用している介護施設〉

〈外国人介護職員を雇用したことがない介護施設〉



今後、外国人介護職員を受け入れる予定については、すでにEPA介護職員を雇用している介護施設では、「今後も受け入れる予定」が78.9%と、今後の受け入れにも積極的な施設が多くなっています。

また、これまで、外国人介護職員を雇用したことがない介護施設でも、「受け入れる予定」が20.2%となっており、約5分の1の施設は雇用に向けて検討していることが伺えます。

出典：平成30年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」（平成30年10月1日時点調査）

外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック

発行：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社



外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック

外国人介護職員と一緒に働いてみませんか？

今、外国人を介護職員として採用する事業者が出てきています。外国人を採用した介護事業者からは、職場が明るくなった、職員の一体感が醸成された、外国人への教育を通じて介護サービスの質の見直しにつながったといった声が聞かれています。

また、外国人介護職員に、日本の介護の知識や技術を伝えることは、国際貢献にもつながる取組です。

あなたの事業所でも、外国人介護職員を採用して、一緒に働いてみませんか？

外国人介護職員を雇用するにどのような方法があるか
大まかに知りたい
⇒ 2ページへ

介護事業者における外国人介護職員の雇用について
現状や実態を知りたい
⇒ 4ページへ

外国人介護職員を雇用するための各制度の具体的な内容を知りたい
⇒ 6ページへ

外国人介護職員を雇用した介護事業者の事例や事業者の顔を知りたい
⇒ 12ページへ

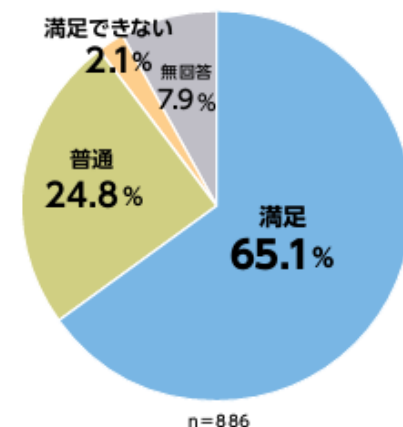
ガイドブック全文は厚労省HPに掲載しています

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000497111.pdf>

外国人介護職員に対する利用者や家族の評価は？

外国人介護職員に対する利用者・家族の評価

〈外国人介護職員の介護サービスの質〉



〈これまでに受けた介護サービスの中で、良かったこと〉

ナースコールをすると、すぐに来てくれ対応してくれる。「大丈夫ですか？なんでも言って下さい」との言葉がありがたかった。いつも笑顔をたたやさないでどんな時でも声をかけてくれる。



入所している母について、日本語で書かれた手紙を、月に一度、送って頂いています。毎日のお仕事も熱心で本当に素晴らしい方だなと思います。



いつも笑顔で明るく接してもらっている。靴を新調したり、バスタオルを変えた時なども「まあ、ステキですね」などと声を掛けるなど、ちょっとした変化もよく見ておられる。



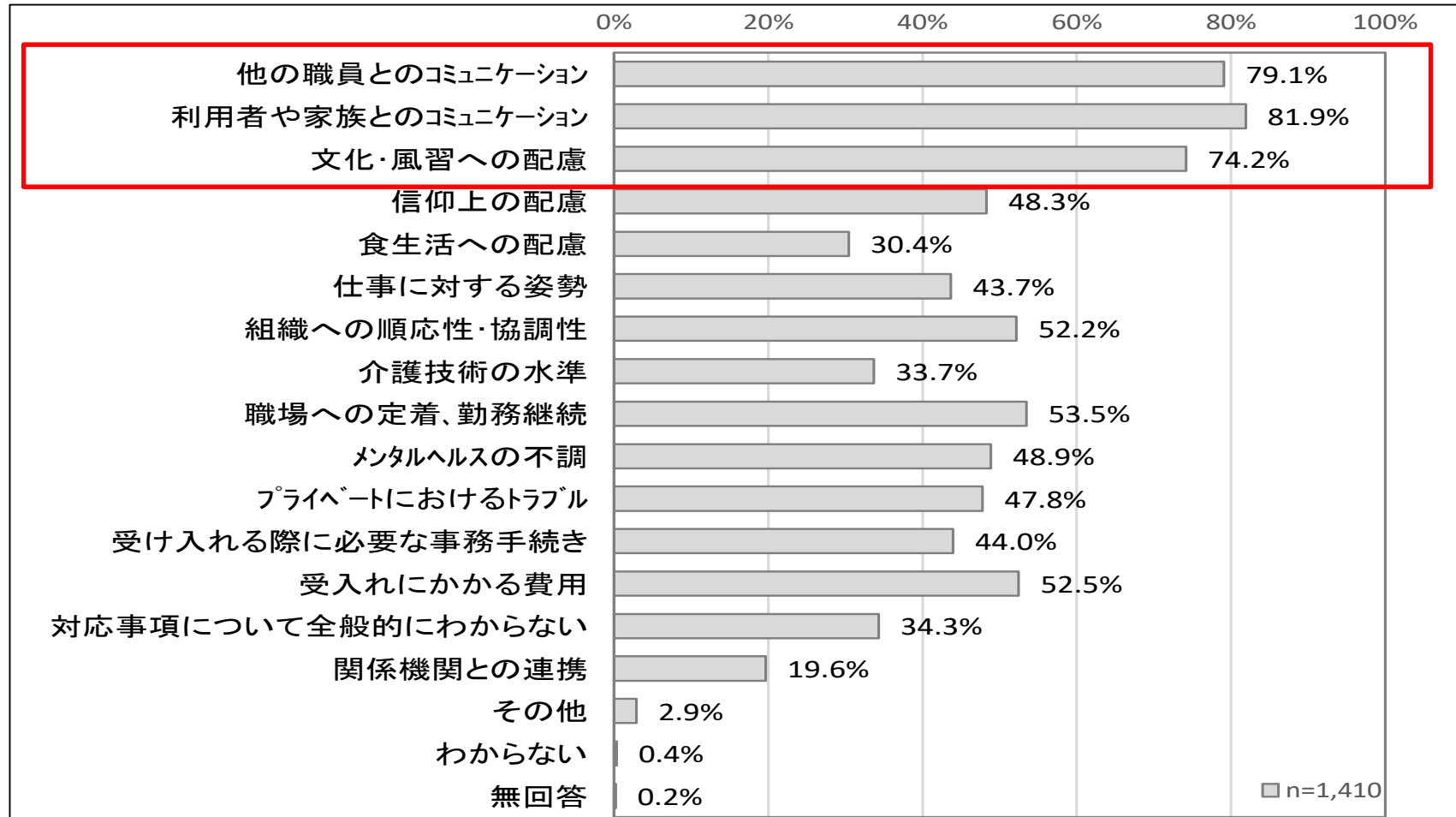
外国人介護職員に対する利用者や家族の評価はどうでしょうか。外国人介護職員の介護サービスの質を「満足」と評価している利用者・家族の割合は65.1%と、多くの利用者・家族は高く評価していることが分かります。また、これまでのサービスで良かった事としては、丁寧な声かけや対応などを評価する意見があげられています。

出典：平成30年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」（平成30年10月1日時点調査）

注：外国人介護職員の介護サービスの質は、介護施設で働いているEPA介護職員、その他の外国人介護職員（留学生アルバイト、在留資格「介護」をもつ外国人など）に対する利用者・家族の評価。職員一人に対し複数の利用者・家族が評価している。「日本人よりも質が高い、もしくは十分満足できる水準である」「概ね満足できる水準である」を合わせた割合を「満足」、「普通（どちらともいえない）」の割合を「普通」、「あまり満足できる水準ではない」「全く満足できない」を合わせた割合を「満足できない」として表示。

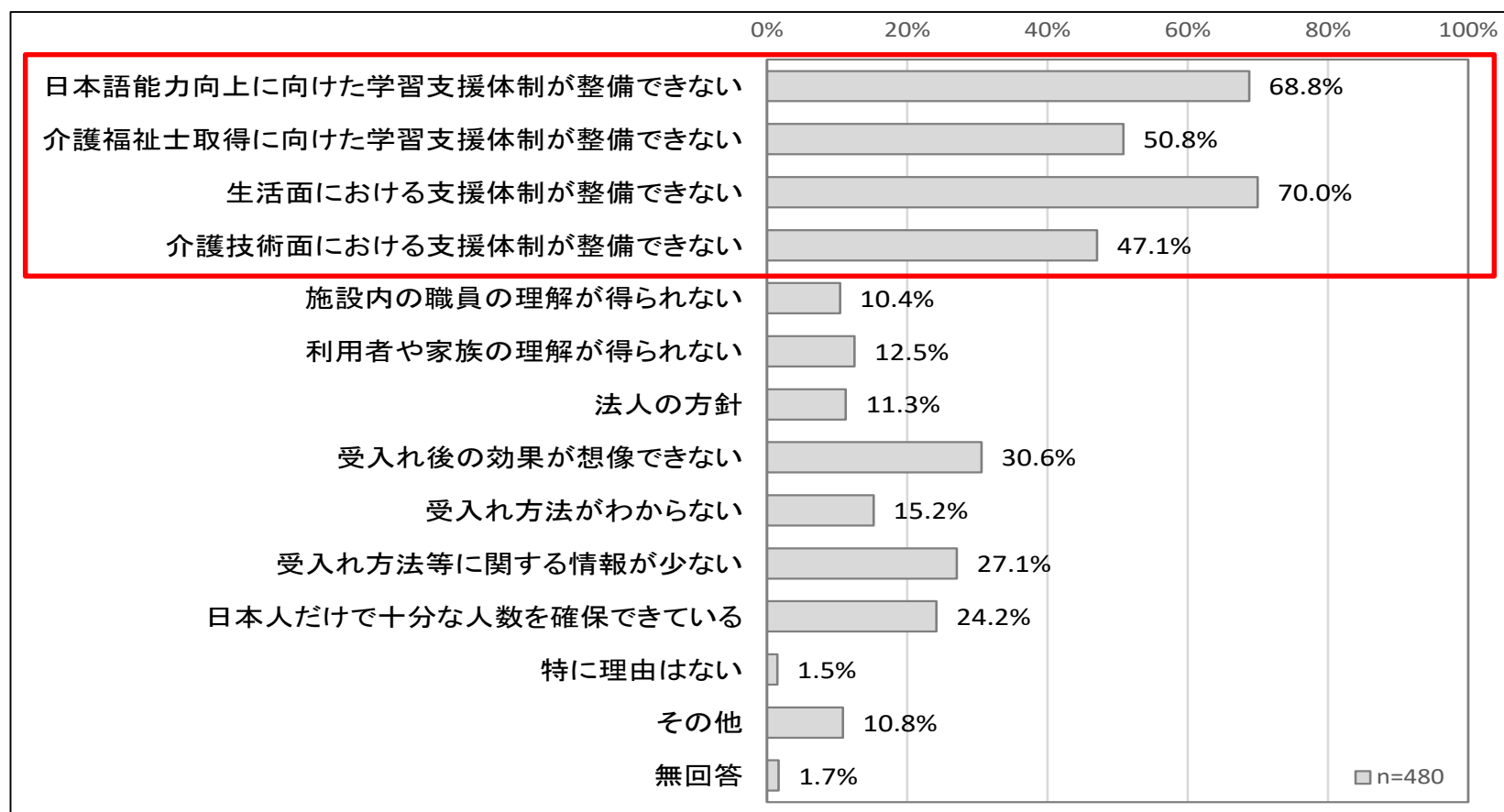
外国人とのコミュニケーションへの不安がある

- 介護施設等における職員の、外国人介護職員を受け入れることについての不安や抵抗感として挙げられたものでは、「他の職員とのコミュニケーション」と「利用者や家族とのコミュニケーション」が約8割、「文化・風習への配慮」が7割となっている。



外国人の支援体制が不十分で受け入れられない

- 介護施設等において外国人介護職員を受け入れない理由として挙げられたものでは、「生活面における支援体制が整備できない」「日本語能力向上に向けた学習支援体制が整備できない」が約7割、「介護福祉士取得に向けた学習支援体制が整備できない」「介護技術面における支援体制が整備できない」が5割となっている。



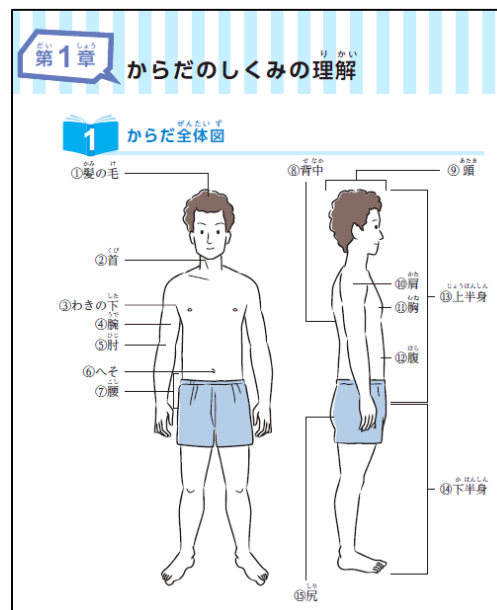
介護の日本語テキスト等の参考ツール

詳細は厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>)をご覧ください。



【出典】日本介護福祉会「介護の日本語」（平成30年8月）
平成30年度介護職種の技能実習生の日本語学習等支援事業により作成

●内容例



	英語	インドネシア語	ベトナム語	中国語
①	hair	rambut	tóc	头发
②	neck	leher	cổ	脖子
③	armpit	ketiak	nách	腋下
④	arm	lengan	cánh tay	手臂
⑤	elbow	siku	khủy tay	手肘
⑥	belly button	pusar	rốn	肚脐
⑦	lower back	pinggang	eo	腰
⑧	back	punggung	lưng	后背
⑨	head	kepala	đầu	头部
⑩	shoulder	bahu	vai	肩膀
⑪	chest	dada	ngực	胸部
⑫	belly	perut	bụng	腹部
⑬	upper body	tubuh bagian atas	thân trên, nửa người trên	上半身
⑭	lower body	tubuh bagian bawah	thân dưới, nửa người dưới	下半身
⑮	hip	pentat	mông	臀部

●「介護の日本語」テキスト以外にも厚生労働省HPに多数掲載中

- 監理団体が行う入国後講習の標準的な日本語学習プログラム[382KB]
- 入国前 日本語自立学習支援ツール(WEBコンテンツ)
- 【監理団体の皆様へ】技能実習生の日本語学習をサポートするWEBコンテンツ(入国後 日本語自立学習支援ツール)について
- 入国後 日本語自立学習支援ツール(WEBコンテンツ)
- 入国後 日本語自立学習支援ツール(WEBコンテンツ)の監理団体利用申請ページ
- 「介護の日本語」テキスト(日本語版)
- 「介護の日本語」テキスト(英語・インドネシア語・ベトナム語・中国語対応版)
- 「介護の日本語」テキスト(クメール語・タイ語・モンゴル語・ミャンマー語対応版)
- 「介護の日本語」指導者用手引き
- 介護分野の技能実習生の実習実施者の日本語学習指導者向け手引き
- 介護職種の技能実習指導員講習テキスト

日本語学習Webコンテンツ

日本語学習 Webコンテンツ

にほんごを **ま** なぼう のご紹介



<登録ユーザー数>

※2019年7月末日時点

約 **1,000** 人

たくさんの外国人介護人材が利用しています。

<管理者登録数>

約 **500** 団体

管理者(監理団体・受入事業者・日本語学校等)
も日本語教育に活用しています。

URL: <http://aft-jaccw.eknowhow.jp/rpv/>

「にほんごを **ま** なぼう」は、

日本の介護現場で働く外国人のみなさまの総合プラットフォームコンテンツを目指して、日本語能力の向上、介護現場で必要とされる知識の習得をしっかりとサポートしていきます。日本語学習で高い学習効果をは発揮するためには、優良な指導者や学習プログラムが必要です。何よりも、学習者自らが自立的に学習に取り組むことが不可欠でしょう。その環境を提供するのが「にほんごをまなぼう」です。入国後、1年以内にN3程度の日本語試験に合格することを目的としています。

< **5** つの特徴 >

無料



日本語学習、介護に関心のある方であれば誰でも無料で利用可

試験合格



日本語能力試験「N3」合格を目指した効果的な学習支援

自律学習



自分の学習状況を管理できる自律学習支援システムを採用

介護の日本語



日本の介護現場で使われる日本語学習コンテンツを提供

インセンティブ



デジタルネイティブ世代のやる気を促す仕組みを搭載

公益社団法人 日本介護福祉士会

<厚生労働省介護の日本語学習支援事業>

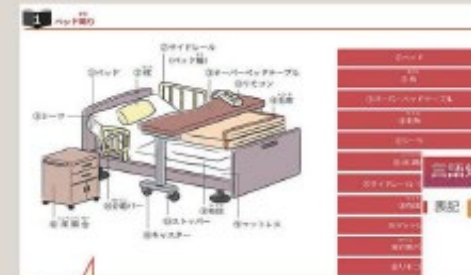
にほんごをまなぼう

～介護の現場で働く外国人のための日本語習得への道～

「にほんごをまなぼう」は登録すれば無料で誰でも、インターネット上で日本語の勉強ができます。

にほんごをまなぼうのサイトにアクセスして
「はじめての方はこちら」をクリック
<https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/>

またはこちらのQRコードからアクセスして
IDとパスワードを登録



ドリルを使って繰り返し日本語を学習することができます。

介護でつかう日本語を絵や音声を使って学ぶことができます。

お問い合わせ先

公益社団法人日本介護福祉士会事務局

Mail kaigo.nihongo@jaccw.or.jp

介護現場で働く外国人のための相談窓口

公益 国際厚生事業団
JICWELS

外国人介護人材 無料相談サポート

Consultation Support for Foreign Care Workers



対応言語



日本語



英語・タガログ語



中国語



ベトナム語



インドネシア語

相談方法 まずはお気軽に **お電話**・**メール** でご相談ください。
また **LINE**・**Facebook** から受付けております。

※裏面に QR コードがございます

03-6206-1129



右記の曜日にそれぞれの言語に対応するスタッフが電話相談を受け付けています。

対応日時	対応言語	月	火	水	木	金
平日(月～金)	英語・タガログ語	●	●	●	●	●
9:30～13:00	ベトナム語	●	●	●	●	●
14:30～17:30	中国語	●	●	●	●	●
	インドネシア語	●	●	●	●	●

公益社団法人 国際厚生事業団 外国人介護人材支援部

What's JICWELS

国際厚生事業団は 2008 年より経済連携協定 (EPA) に基づく看護部・介護福祉士候補者の受入れにおいて、国内のただひとつの受入れ調整機関として、多くの候補者を日本国内の施設に紹介し、候補者やその受入れ施設へのサポートを行ってきました。

外国人介護人材相談サポート

これからは、在留資格「介護」や「技術実習」、「特定技能」の制度により、介護分野で働く外国人材が増えていきます。JICWELS では、日本国内における介護現場で就労するすべての外国人材の方へ、今までの介護人材の受入れ経験を活かしサポートいたします。

専門分野

～ 提供できるサービス(専門家がいます) ～

生活支援

日本語学習支援

労働に関して

相談内容

- 介護現場で就労するすべての外国人材の方が対象です。
- 外国人材を雇用する介護施設等からの相談も受け付けています。

受け入れている外国人材が
ホームシックで
どうすれば良いかわからない

文化の違いで、上手く
コミュニケーションがとれない



Life?
VISA?
Work?

例えば、外国人材が安心して就労するために必要な取組みなどについて、当事業団のこれまでの EPA 介護福祉士候補者受入支援事業で培ったノウハウを活用し、できる限りの助言を行います。

相談事例

- 生活支援 : 「社会保険や住民税の仕組みがよく分からない」
- 日本語学習 : 「介護分野でよく使う日本語のテキストはありますか？」
- 労働条件 : 「雇用契約書の内容がよく分からない」

TEL 電話

03-6206-1129

WEB

<https://jicwels.or.jp/fcw>

国際厚生事業団

WEB メール



LINE



f



お困りのことがありましたらなんでも相談してください

特定技能制度説明会と交流会の開催（2019年度）

全国8会場にて開催いたします

2019年4月より就労を目的とした新たな在留資格「特定技能」が創設され、人手不足が深刻化する介護分野においても特定技能による受入れが対象となりました。特定技能の制度や実際の申請にかかる手続き等に関する十分な周知を図るため、厚生労働省の補助事業により、厚生労働省および出入国在留管理庁より制度説明や申請などの説明会を全国8会場にて開催いたします。

参加費
無料

介護分野における

特定技能制度説明会

全会場共通 時間 13:00~17:00 (会場受付12:30)

北海道
地区

札幌

11月1日 金

会場 TKP ガーデンシティ
札幌駅前
定員 50名

中国・四国
地区

広島

1月17日 金

会場 TKP ガーデンシティ
広島駅前大橋
定員 100名

近畿
地区

大阪

1月31日 金

会場 TKP 心斎橋駅前
カンファレンスセンター
定員 200名

関東
地区2

東京

2月7日 金

会場 TKP 東京駅大手町
カンファレンスセンター
定員 200名

東北
地区

仙台

10月25日 金

会場 TKP ガーデンシティ
PREMIUM 仙台東口
定員 50名

九州
地区

福岡

11月8日 金

会場 TKP ガーデンシティ
PREMIUM 博多駅前
定員 100名

中部
地区

名古屋

1月24日 金

会場 TKP ガーデンシティ
PREMIUM 名古屋新幹線口
定員 100名

関東
地区1

東京

2月4日 火

会場 TKP ガーデンシティ渋谷
定員 200名

参
加
対
象
者

特定技能制度にて介護人材の受入れを検討している介護施設・事業所関係者
注：本説明会は、特定技能制度および申請手続き等の説明会であり、外国人介護人材のあっせんのための説明会ではありません。

参加申込・詳細については国際厚生事業団ウェブサイトをご覧ください。



国際厚生事業団
JICWELS

<https://jicwels.or.jp/>



かい こ げん ば はたら
介護現場で働く

かい こ まな がい こく じん
介護を学ぶ外国人のための

交流会

参加費 無料



介護の仕事をしている外国人の皆さんのために、全国8会場
で交流会を行います。
交流会では、仕事のことや生活のこと・日本語の勉強のことの
相談ができます。
さらに、食事をしながら情報交換をすることもできます。
交流会に参加してくれた外国人の皆さんに、介護の仕事を
安心して出来るように、応援したいと思っています。

全国8会場
にて開催
いたします

さん か
参加
たいようし
対象者

- ①介護施設・事業所等において就労している外国人（在留資格は問いません）
- ②介護福祉士養成校の留学生

※会場の収容人数に限りがあるため、参加外国人の職種の介護事業者の方については、同行希望があった場合に個別対応します。

開催場所・日時

時間：13:00 (会場受付12:30) ~18:00 (全会場共通)

開催エリア	開催日	開催都市	会場	定員
東北地区	11月22日 金	仙台	TKP 仙台カンファレンスセンター	50
北海道地区	11月29日 金	札幌	TKP ガーデンシティ札幌駅前	50
九州地区	12月13日 金	福岡	TKP 博多駅前シティセンター	100
中国・四国地区	2月14日 金	岡山	TKP ガーデンシティ岡山	100
中部地区	2月21日 金	名古屋	TKP ガーデンシティ PREMIUM 名古屋新幹線口	100
近畿地区	2月28日 金	大阪	TKP 心斎橋駅前 カンファレンスセンター	200
関東地区 (1)	3月3日 火	東京	TKP 東京駅大手町カンファレンスセンター	200
関東地区 (2)	3月7日 土	東京	TKP ガーデンシティ渋谷	200

参加申込・詳細については国際厚生事業団ウェブサイトをご覧ください。

主催：国際厚生事業団
JICWELS

Tel:03-6206-1262 <https://jicwels.or.jp/>

EPA候補者受入れ事例①

社会福祉法人福祉楽団 杜の家やしお

杜の家やしおでは、持続的な介護サービスの実現に向け、EPA候補者を積極的に採用してきた。受け入れた人材は職場と生活環境に1日でも早くなじめるよう支援するとともに、施設全体での多文化理解を高める取り組みを進めている。

【受入れ施設概要】

○所在地：埼玉県八潮市

○事業内容：特別養護老人ホーム／ショートステイ／居宅介護支援センター／訪問介護ステーション

○外国人介護人材の受入実績：法人全体としてEPA候補者を2008年に2名、2015年より毎年4名受入れている。

杜の家やしおには2019年3月現在、6名が在籍している（うち1名は介護福祉士）

受入れ段階に応じた工夫

採用前

海外での現地説明会の際に、EPA介護福祉士に合格したインドネシア人の外国人介護人材も同行する。同じ立場の先輩が母国語で体験を話すのが、最もリクルーティングに有効である。

就労直後

日本人職員と同じ入職時オリエンテーションをおこなう。3日間通訳をつけ、母国語に訳したオリエンテーション資料を使い、理念の理解、安全衛生や防犯防災の注意点、ビジネスマナーなどを伝えている。また、入社後1週間程度は、行政や銀行の手続き、インターネットや携帯電話の契約支援等に日本人職員が同行し、生活のスタートを支援している。

就労中

入職から半年間は、先輩社員と1対1のペアで動く体制にし、見て理解するところからはじめ、徐々に指示に基づいた仕事を進められるような計画で進める。また、通常は早番・遅番・夜勤のシフトを組むが、半年間は入浴介助などがなくて負担が少ない早番に固定して、理解・定着を促進する。

日本語学習

利用者への声かけなど、日本語コミュニケーションの必要な場面が多いので、日本語学習の支援サービス導入を進めるほか、管理職層が毎日日本語学習の支援もしている。こうした日々の支援をおこなうと日常の変化にも気づきやすく、きめ細かいフォローができるようになる。

交流・ 情報交換

近隣県で同年にEPA候補者を受け入れた施設と3ヶ月に1度の定期交流をしている。外国人介護人材と日本人職員両方が、同日にそれぞれ交流をする取り組みで、外国人介護人材にとってはモチベーションアップに、日本人職員にそっては課題の共有・相談機会にもなっている。

宗教への配慮

受け入れている外国人のなかにイスラム教信仰者がいるので、お祈り時間をとる点には配慮している。また、ラマダーン時期前には全職員にメールを流し、本人の目の間前での飲食には配慮してもらう点を注意喚起したり、水分もとれない本人の体力を考慮して、負荷の高い入浴介助は期間中シフトから外す等の配慮をしている。



EPA候補者として同施設に入職し、介護福祉士国家試験に合格した後も働き続けているAさん（男性）

出身国：インドネシア

〔外国人介護人材の声〕

「インドネシアで看護を学んでいましたが、日本での就労に興味をもってEPA候補者に応募しました。働きやすい環境なので、試験に合格した後も日本で働き続けます。はじめて現場に来た時には、どのタイミングで何と声かけたらよいかかわらず、一つずつ働きながら習得しました。日本での生活にはすぐ慣れましたが、携帯電話など契約が生じる場面は大変です。そうした点も職員の皆さんがサポートしてくれて助かりました。今は自分も、新しく来日した人をできるだけサポートしようとしています。」



EPA候補者受入れ事例②

社会福祉法人サンライフ 社会福祉法人サン・ビジョン

社会福祉法人サンライフ、社会福祉法人サン・ビジョンは2016年からEPA候補者の受入れをおこなっている。「ノーリフティングポリシー」など、働きやすい労働環境を推進してきたことは外国人介護人材の応募・定着にも寄与しており、同法人内の各施設では欠かせない人材として活躍が進んでいる。

【受入れ機関概要】

- 本部所在地：愛知県名古屋市
- 事業内容：特別養護老人ホーム／ショートステイ／居宅介護支援事業所／介護付有料老人ホーム 他
各種福祉サービスを中部地区で展開
- 外国人介護人材の受入実績：EPA候補者を2016年より法人全体で受け入れており、2019年12月時点では56人を採用し、17施設で就労が進んでいる。

受入れ段階に応じた工夫

採用前

母国語で書いた説明資料を準備し、労働条件等を詳しく説明している。受入れ2年目以降は先輩外国人を来てもらうことは、効果がある。生活環境については質問がよく出るので、予定される住まいの写真を見せながら具体的に説明している。

就労直後

2週間のオリエンテーションプログラムを組み、前半は施設の概要や生活に必要な手続きのサポートを一通りおこなう。給与については総額と控除額、手取り額を一表にして具体的に示す。生活面は各種手続きから役立つ土地情報、携帯電話契約や口座開設等を説明、ゴミ出しや交通ルールなども同行しながら案内する。また後半は自法人の研修施設で、介護技術の基本を改めて習得する機会を設けている。

就労中

各受入れ施設で指導・支援者がついて仕事を覚えていくと共に、学習時間を確保する計画をたてている。なお、在留期間更新などの事務はすべて本部で担い、受入れ施設側は日常の就労・生活支援に専念できるような体制を法人全体で整えている。また、緊急時連絡先は初日に必ず伝え、対応体制を整えておく。病気やケガの際、初めての受診や重要な場面で本人がサポートを必要としているときや重篤な場合には、職員が付き添うようにしている。

学習と
連携体制

日本語学習については、外部の日本語講師を依頼して学習サポート体制を整え、各講師と施設関係者側は密に連携をとり進捗を協議している。月ごとの記録を講師からもらったり、メールやり取りの数も多い。また、日本語講師側の協力意識が高く、メンタル状態なども含めて学習時に気づいたことがあれば、すぐに施設側に情報共有がなされ、密なサポートがしやすくなっている。

利用者・家族・
職員への
事前案内

はじめてEPA候補者を受入れる施設の職員に対しては、受入れ前に学習会を開き、EPAの制度や文化的背景について理解をはかる。受入れ年数を重ねるにつれ、現場の理解も早くなってきた。また利用者・家族向けにはポスターを作成・掲示して理解を進め、家族会で説明する施設もある。

住宅・生活用
品の準備

住宅は原則、法人契約の借上アパートに2～3人でのシェア生活としている（地域によっては1人部屋もある）。また、家電や布団など大型の生活用品は原則法人で購入し、無償貸与している。なお、就労後初回の給与まで日数がある為、半年の研修期間中に多少の生活費を貯めておくよう助言もしている。

〔「EPA介護福祉士候補者 日本語スピーチ大会」の実施〕

法人で受け入れているEPA候補者全員による日本語スピーチ大会を2018年に実施。日本語学習の傍らでそれぞれが猛練習をおこない、介護現場や日本の生活で感じたことをスピーチするものでした。観客と参加者の投票による優秀者も決定し、非常に盛況な催しとなりました。

〔EPA候補者を現場で支援している施設介護長の声〕

「今回がはじめての開催でしたが、非常にいい取り組みだと思います。スピーチ大会という目標ができたことで、熱心に練習している姿を事前に見ていました。当日のスピーチでは日頃なかなか聞けない各自の思いを知る機会にもなりまし、仲間同士で思いを共有し合える機会になったことが、本人たちのモチベーション向上にもつながったと思います。」



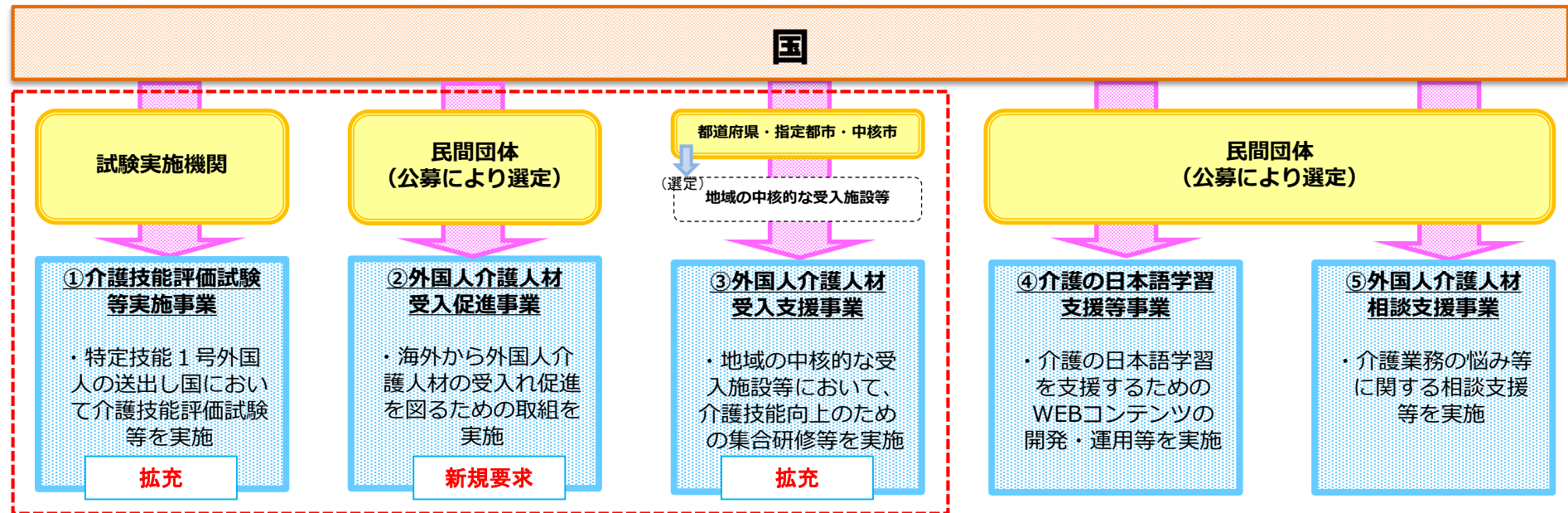
令和 2 年度概算要求資料 (参考)

「外国人介護人材受入環境整備事業」の拡充（令和2年度予算要求）

○ 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。令和2年度予算要求では、外国人介護人材入国前における②を新規事業として要求する。

- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施【拡充】
- ② 地方の特定技能外国人の受入を促進するための取組や海外への情報発信の取組を実施【新規要求】
- ③ 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援【拡充】
- ④ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
- ⑤ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県（間接補助先：集合研修実施施設等）等

【予算額】（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 【令和元年度】909,968千円 → 【令和2年度概算要求額】1,250,707千円（+340,739千円）【推進枠】



外国人介護人材受入れ施設環境整備事業（仮称）

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたり、コミュニケーションや文化・風習の違いに関する不安を感じる、また、外国人介護人材の学習支援や生活面における支援体制が整備できないため受入れができないといった声が一部の介護施設等においてみられる。
- このような指摘を踏まえ、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備を支援することにより、介護施設等の不安を和らげるとともに、受け入れた外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにすることが重要である。
- このため、**令和2年度要求においては、地域医療介護総合確保基金事業の新規メニューとして、外国人介護人材の受入れ施設・受入れ予定施設の環境整備等に必要な経費を要求**する。

新規事業の内容（イメージ）

- **外国人介護人材受入れ施設環境整備事業として、外国人介護人材の受入れ施設又は受入れ予定の施設等が行う以下の取組について必要な経費についての助成を可能とする。**
 - **日本人職員、外国人介護職員、介護サービスの利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組**
 - ・ 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
 - ・ 講習会への参加等の多文化理解を促進するための取組にかかる経費 など
 - **外国人介護人材の支援体制の強化に資する取組**
 - ・ 介護福祉士資格取得を目指す外国人職員に対する学習支援にかかる経費
 - ・ 外国人介護職員の生活面、メンタルヘルス面等を支えるための取組にかかる経費 など
 - **介護福祉士養成施設における留学生への教育の質の向上に資する取組**
 - ・ 留学生に適切な指導を行うための教員のスキルアップに資する研修等にかかる経費 など